

令和3年第4回せたな町議会定例会 第1号

令和3年12月9日（木曜日）

○議事日程（第1号）

- 1 会議録署名議員の指名について
- 2 会期の決定について
- 3 諸般の報告
- 4 行政報告
- 5 一般質問
- 6 議案第 1号 令和3年度せたな町一般会計補正予算（第7号）
- 7 議案第 2号 令和3年度せたな町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 8 議案第 3号 令和3年度せたな町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 9 議案第 4号 令和3年度せたな町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 10 議案第 5号 令和3年度せたな町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）
- 11 議案第 6号 令和3年度せたな町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 12 議案第 7号 令和3年度せたな町営農用水道等事業特別会計補正予算（第2号）
- 13 議案第 8号 令和3年度せたな町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 14 議案第 9号 令和3年度せたな町風力発電事業特別会計補正予算（第2号）
- 15 議案第10号 令和3年度せたな町病院事業会計補正予算（第2号）
- 16 議案第11号 せたな町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 17 議案第12号 せたな町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 18 議案第13号 せたな町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 19 議案第14号 せたな町立学校設置条例の一部を改正する条例について
- 20 意見書案第1号 地球温暖化、海水温上昇に伴う水産漁業被害の解明と支援策を求める意見書
- 21 意見書案第2号 燃油等の価格高騰対策、国の農業予算や運用変更に関する意見書
- 22 発議第 1号 三常任委員会及び議会運営委員会の閉会中における所管事務継続調査の申し出について

○出席議員（12名）

- | | |
|------------|------------|
| 1番 吉田 実 君 | 2番 梶田 道廣 君 |
| 3番 本多 浩 君 | 4番 橋本 一夫 君 |
| 5番 熊野 主税 君 | 6番 道高 勉 君 |
| 7番 大湯 圓郷 君 | 8番 横山 一康 君 |
| 9番 石原 広務 君 | 10番 平澤 等 君 |

11番 菅原義幸君

12番 真柄克紀君

○欠席議員（0名）

1. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

町長	高橋貞光君
教育委員会教育長	小坂橋司君
農業委員会会長	原田喜博君
選挙管理委員会委員長	大坪観誠君
代表監査委員	残間正君

1. 町長、教育委員会教育長、農業委員会会長、選挙管理委員会委員長、代表監査委員の委任を受け出席する説明員は次のとおりである。

(1) 町長の委任を受けて出席する説明員

副町長	佐々木正則君
総務課長	原進君
まちづくり推進課長	佐藤英美君
財政課長	佐野英也君
税務課長	濱登幸恵君
町民児童課長	濱口喜秋君
認定こども園長	伊藤悦子君
保健福祉課長	樋口靖君
農務課長	河原泰平君
水産林務課長	八木忠義君
建設水道課長	平田大輔君
会計管理者	高橋純君
国保病院事務局長	西村晋悟君
総務課長補佐	小林和仁君
まちづくり推進課長補佐	阪井世紀君
財政課長補佐	井村裕行君
税務課長補佐	奥村大樹君
町民児童課長補佐	中川讓君
保健福祉課長補佐	浜高正明君
保健福祉課長補佐	藤谷知昭君
地域包括支援センター所長	長内京君
農務課長補佐	吉田有哉君

水産種苗育成センター副所長	栄	田	武	志	君
建設水道課長補佐	金	澤	喜	嗣	君
建設水道課長補佐	鈴	木	涼	平	君
国保病院事務局次長	手	塚	清	人	君
総務課主幹	中	山	康	春	君
総務課主幹	斉	藤	哲	章	君
まちづくり推進課主幹	松	原	孝	樹	君
まちづくり推進課主幹	伊	藤	哲	史	君
まちづくり推進課主幹	竹	内	亜	希子	君
町民児童課主幹	黒	澤	美	知子	君
保健福祉課主幹	古	守	亜	珠	君
保健福祉課主幹	垣	本	利	子	君
保健福祉課主幹	伊	瀬		亮	君
地域包括支援センター主幹	今	川	勇	吾	君
農務課主幹	斉	藤		真	君
水産林務課主幹	藤	井	卓	也	君
建設水道課主幹	川	上	佳	隆	君
建設水道課主幹	桑	田	一	良	君
職員厚生係長	尾	野	裕	也	君
情報管理係長	又	村		智	君
財政係長	稲	船	洋	志	君
戸籍年金係長	西	田	幸	恵	君
環境衛生係長	原	田		宰	君
児童福祉係長	林		亮	輔	君
障がい福祉係長	平	田	慎	太郎	君
保健推進係長	安	藤	麗	香	君
包括支援係長	大	久保	麻	未	君
地域支援係長	金	澤	早	苗	君
地域支援係長	田	畑	貴	子	君
農政係長	大	庭		啓	君
業務係長	北	山	典	孝	君

《大成支所》

支所	長	杉	村		彰	君	
次	長	佐	々	木	正	人	君
大成診療所事務	長	古	守		幸	治	君
主	幹	藤	谷			希	君

福祉係長 河野 葉子 君
《瀬棚支所》

支所長 神田 昌君
養護老人ホーム三杉荘所長 横川 忍君
次長 増田 和彦君
福祉係長 稲船 奈穂子君

(2) 教育委員会教育長の委任を受けて出席する説明員

事務局長 丹羽 優君
次長 古畑 英規君
次長 杉村 輝明君
主幹 長内 解人君
主幹 尾野 真也君
学校給食係長 山崎 英人君

(3) 農業委員会会長の委任を受けて出席する説明員

事務局長 西田 良子君

(4) 選挙管理委員会委員長の委任を受けて出席する説明員

書記長 原 進君
書記次長 小林 和仁君

(5) 代表監査委員の委任を受けて出席する説明員

事務局長 丹羽 小百合君
次長 上野 朋広君

1. 本会議の事務に従事する職員は次のとおりである。

事務局長 丹羽 小百合君
次長 上野 朋広君
主事 補 大辻 省吾君

◎開会宣告

○議長（真柄克紀君） 皆さんおはようございます。

全員が出席しております。定足数に達しておりますので、令和3年第4回せたな町議会定例会は成立いたしました。

よって、これより開会いたします。

◎開議宣告

○議長（真柄克紀君） 直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりでございます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（真柄克紀君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第117条の規定により、議長において5番、熊野主税議員、6番、道高勉議員を本日の会議録署名議員に指名いたします。

なお、この指名は今定例会の会期中といたします。

◎日程第2 会期の決定

○議長（真柄克紀君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今定例会の会期は本日から10日までの2日間といたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 異議なしと認めます。

よって、今定例会の会期は本日から10日までの2日間に決定しました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（真柄克紀君） 日程第3、諸般の報告はお手元に配付したとおりでございます。

◎日程第4 行政報告

○議長（真柄克紀君） 日程第4、行政報告を行います。

町長から行政報告の申し出がありますのでこれを許します。

町長。

○町長（高橋貞光君） それでは行政報告を申し上げます。

最初にせたな町立国保病院常勤医師の採用についてです。令和4年4月1日付で、せたな町立国保病院の常勤医師として、佐藤南斗先生をお迎えすることになりました。

佐藤先生は、瀬棚区出身で現在30歳。瀬棚中学校をご卒業され、函館ラサール高校、札幌医科大学医学部に進学し、ご卒業後は札幌市内の北海道勤労者医療協会 勤医協中央病院に入職され、その後は、JA北海道厚生連 倶知安厚生病院、勤医協苫小牧病院に勤務され、総合診療科や内科などの専門研修を受け、経験を積んでこられました。現在は道南勤医協函館稜北病院で勤務されております。

このたびご縁がありまして、国保病院の内科医長としてご勤務いただけることとなりました。せたな町の医療にとって大変大きな力になっていただけるものと期待をしているところであります。

皆様のご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

次に、令和3年度中間期における、農業及び漁業情勢についてご報告申し上げます。

初めに農業ですが、6月以降気温が高めに推移し、特に7月から8月上旬にかけて平年を大きく上回り、日照時間も年間を通して多い年でありましたが、降水量は6月以降少なく、降雨間隔も空き、作物によっては干ばつの被害も出た年でした。

基幹作物の水稲については、北海道農政事務所が発表した10月25日現在の北海道の10アール当たり予想収穫量は597kgで、作況指数は108の「良」となっております。本町を含めた檜山管内では、10アール当たりの収量が、昨年の同時期に比べ25kg多い551kg、作況指数は昨年と比べ6ポイント増の108の「良」の作柄になりました。

品質としましては、7月からの高温による障害が心配されましたが、日照の好条件も含め登熟が進み、当地では低蛋白の高品質米となりました。

また、干ばつの影響で馬鈴薯やブロッコリーなど野菜類及び牧草は、一部に品質の低下や枯死なども見られましたが、概ね畑作物については平年並みか、昨年よりも収量や品質が好調なものも見られました。

生乳生産につきましては、現在のところ昨年と比較して生産量はほぼ横ばいで、暑熱の影響は今のところ出ておらず、肉牛の販売においても、コロナの影響により落ち込んだ昨年に比べ、飲食店の営業再開に伴い、販売高が再度上昇し、高止まりの傾向で推移していると伺っております。

次に、漁業情勢ですが、本年4月から11月末における地元漁業生産は、水揚げ量1,125トン、金額9億3,500万円余りとなり、前年同期と比べ一転し、漁獲量では263トンの増、水揚金額でも3億4,200万円の増加となりました。

魚種別に見ますと、主要魚種であるスルメイカは、昨年度より数量、金額とも増加しましたが、漁獲量は平年の3割程度で、今後の漁模様に期待しているところです。

一方、秋サケ定置や刺し網は、豊漁の昨年を大幅に上回る約5億円の水揚げを記録し、ひやま漁協の秋サケは、漁協合併以来の最高額に達しました。

更には、前浜の重要資源であるウニやナマコについても、水揚が安定していた状況にあり、魚価高にも恵まれ、水揚額も大きく伸びる結果となりました。

また、漁業経営の安定化に向けた試験事業のトラウトサーモン海面養殖は、稚魚を生け簀で

飼育し、約一か月ですが海水温も比較的高い状況にあり生残率も高く、餌食いも良い状態で、現在、順調に推移している状況であります。

今後においても、これら漁業収入の基盤となる重要な資源の安定化を図るべく、令和4年度へ向け、引き続き、各種事業や種苗センターを活用した事業を検討しているところであります。

なお、数値等に関する資料を添付させていただきましたのでご参照下さい。

それから次の工事発注状況、そして最後の町長、副町長の動向について別紙のとおりでございます。

以上で行政報告を終わります。

○議長（真柄克紀君） これで行政報告を終わります。

◎日程第5 一般質問

○議長（真柄克紀君） 日程第5、一般質問を行います。

質問者、答弁者に重ねて申し上げます。会議規則第53条に規定されておりますとおり、質問答弁は簡明簡潔にするようお願い申し上げます。

それでは通告順により発言を許します。

9番、石原広務議員。

○議員（石原広務君） それでは一般質問をさせていただきます。1問目、第2回定例会一般質問の答弁について。第2回定例会での橋本議員の一般質問の答弁で、初心に立ち返り、自分の力の全てをもって、誠実な町政運営に集大成としての責任を果たしてまいる決意と町長選挙への進退を明らかにされました。5期目に向かうにあたり、集大成としたその思いをお聞かせください。4期16年間の町政執行を踏まえ、5期目は将来のせたな町の土台づくりをする責任を果たしていただけると、期待いたしますが、私からは一次産業の漁業について、集大成としてどのように取り組まれるのかお示しいただきたいと思っております。

○議長（真柄克紀君） 高橋町長。

○町長（高橋貞光君） 石原議員の質問にお答えをいたします。5期目に向かうにあたり、集大成としたその思いにつきましては、当時、私は、コロナ禍の中、町民の命と健康を守ることを第1に考え、自分の進退については、新型コロナウイルス感染症が終息してからと考え、この国難とも言える状況の対応に、全力で取り組んでおりました。しかし、終息の見通しが立たない中、町民の皆様や経済界の皆様から、この非常時を乗り越えるため4期16年の経験を生かし、もう一度、町政のかじ取りをしてほしいとの声が日増しに寄せられ、このような温かい声と、ご厚意に心から感謝するとともに、寄せられたご意見等を踏まえ、熟慮した結果、私が皆様の思いをしっかりと受け止め、初心に立ち返り自分の力の全てをもって、集大成としての責任を果たすべく、5期目を目指すことが、これまで、皆様から寄せられたご恩に報いるものと、考えたところであります。次に、町の基幹産業である水産業について述べさせていただきます。議員ご指摘の5期目の集大成については、二つの柱を基本とした水産振興策が重要と考え、一つ目の柱、前浜振興

については、多くの漁業者の生産基盤となっているナマコ、ウニ、アワビなどの各種事業を継続して取り組むとともに、二つ目の柱、増養殖事業としては、令和3年度から実施しておりますトラウトサーモン海面養殖試験事業への継続的な支援や、令和4年度については、サケ稚魚海中飼育施設整備事業への支援を検討しているところです。いずれにしましても、近年の海洋環境の変化による漁場変動や魚種変化が顕在化するなど、水産業を取り巻く状況の変化を適切にとらえ、持続可能な漁業生産の確保に努めてまいり所存でございます。ご理解いただきたいと思ひます。

○議長（真柄克紀君） 石原議員。

○議員（石原広務君） 各方面からの支持を受け、熟慮した結果、あの場面でその進退を明らかにされたということでした。私はスポーツが大好きで、私の認識だと町長もたしか柔道経験されて、アスリートの一人だというふうに勝手な思いをしてたんです。でも集大成という言葉を使うときに、例えば、今年行われたオリンピック、競技人生の集大成として、今回の大会に臨むと。選手の中では、今限り、この大会限りで引退をするということ、そういった意味を持って、集大成という言葉を使うことがあるんです。今の段階で、町長からどのように答えられるかわかりませんが、この5期目が、そういった意味をお持ちなのか、お答えいただきたいと思ひます。二つ目の漁業振興に関しては、いろいろ検討している事業で、例えばウニ、ナマコ、そういったものは、今後も継続していくと。サケ等に関しては、新たな事業を今の段階で検討しているというように私は先ほどの答弁から受けとったんですが、今年の瀬棚地区サケの豊漁は町の本当に話題になったんですよね。私が思うには、瀬棚から大成までの前浜が今以上に漁業者が漁業に希望を持って取り組めるような、そんな土台をぜひ町長から施策として講じていただきたい。具体的な検討策、浜に本当にありがたいと思われるようなことが今検討されているのであれば、ぜひ早い段階でそういった方向性を示していただきたいと思ひますが、いかがですか。

○議長（真柄克紀君） 高橋町長。

○町長（高橋貞光君） お答えいたします。最初の質問ですが、集大成、どういう意味だということにつきましては、これはいろいろございます。私は、皆さんもそうですが、4年に1回、選挙で選ばれるということで、4年を最後ということで、誠心誠意、町政に取り組んできたところでございます。あとは、議員の想像に任せたいというふうに思ひます。それから2問目ですが、今の漁業、経験と勘に頼っていた昔と違ひまして、育てて捕る漁業と、そういう時代に入ってきております。取り組みが全て結果が出るということには限りません。しかし、挑戦なくして成功はない。いろんなことに、漁業者自ら研究してトライをして欲しいと、そういう環境を整えることができるといふふうに思ひているところでございます。

○議長（真柄克紀君） 石原委員。

○議員（石原広務君） 一つ目に関しては、いろいろ私も、今後の町政執行を踏まえ、様々な角度から想像させていただき、また町長に対して、町民のために働いていただくよう要望も含めてお伝えしたいと思ひます。一次産業に関しては、漁業者自らというか、以前も農業者からの要望も、まずはその生産者が自ら動いて検討するのが基本という考えは今も変わっていないということなのですが、先日の常任委員会配られたせたな町行財政運営有識者懇話会、これ資料なんで

す。その取りまとめの中に、このせたな町行財政運営有識者懇話会、これ立ち上げたときの経緯、これ高橋町長の肝煎りで、こういった懇話会立ち上げてるんです。と言ったことが始まりなんです。いろいろこんなに厚く今回資料出していただいて、まとめの一部のところ、町の産業構造は農林漁業の第一次産業が基盤であり、その活力なくして、町の発展は望めないといった言葉が使われてるんです。これ、言うまでもなく、私も含めた議会と考えが全く一緒なんですよ。まさ町長肝煎りで立ち上げた懇話会がね、こういった見解を出すんです。いや、おっしゃってることわかりますよ。生産者が自らというのはわかりますが、その上で、いろいろ事業展開していく上でね、様々な要望があるわけですよ。そういったところにもね、きちんと前向きに向き合って、膝を交えて話して、例えばトラウトサーモンの試験事業も本当に期待の声があります。ただ先々、また新たな要望が出たときには、本当に成功するようにね、未来の担い手のために、全力で取り組んでいただきたい。ウニ、ナマコ等も継続で続けていただくということでしたが、今年は赤潮被害でね、ウニ、サケ等もですけど、かなりの被害出たんですよ。来シーズン以降、もしかしたらそういったことの影響でウニなんかの値段が上がるんじゃないかと、ある意味期待の声も出るんです。深淺移植も毎年のように予算付けしていただいています。ただそれ以上にね、変化する状況に対して、今後、またバージョンアップした形で取り組んでいただきたいと思いますが、いかがですか。

○議長（真柄克紀君） 高橋町長。

○町長（高橋貞光君） 一次産業につきましては、町の重要な基幹産業の一つと捉えております。これは漁業においても、農業においてもしかりでございます。したがって、トラウトサーモンの話も議員おっしゃいましたが、これは議員反対されたところではありますが、しかし、しっかり予算付けをして、今成績を上げてきているところでございます。ウニ、それからナマコにしても、これまでしっかりと取り組んできた成果が今しっかりとあらわれてきているということで大変うれしくも思っております。これからも、必要なところに適切に予算を付けてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（真柄克紀君） 続いて第2問目の質問に入ります。石原議員。

○議員（石原広務君） 2問目の質問に入る前に、町長、相変わらずというか、先ほどのね、トラウトサーモンにいつの段階で私反対しましたか。そこはきちんともう、謝罪を求めるとかじゃなくて、今これから質問する、要は寄り添うという姿勢でね、きちんとした事実を把握してください。切り替えます。2問目に移ります。当選後の新聞報道について。町民に寄り添う、せたな町長選無投票5選の高橋氏との見出しで、9月1日の北海道新聞に記事が掲載されました。コメントの中には、時には心を鬼にして改革を進めてきたと自己評価をされ、今後は心を仏にして町民に優しく寄り添っていききたいと決意を述べたとされています。時には心を鬼にして進めてきた主な改革をお示しください。二つ目は、今後は心を仏にして町民に優しく寄り添って行きたいと決意のようですが、どのような取組をしていただけるのかお聞かせください。

○議長（真柄克紀君） 高橋町長。

○町長（高橋貞光君） 二つ目のご質問にお答えいたします。私が当選時に支持者の皆様に対し、

5期目に当たっての決意を表明した際の挨拶についてでございますが、心を鬼にして進めてきた改革は、合併時に旧町から引き継いだせたな町の一般会計の起債残高は、約158億円。財政改革の健全化は最重要課題でありました。平成18年7月31日に財政非常事態宣言を行い、徹底した行政改革と歳出削減により、平成23年9月30日に宣言を解除するに至りましたが、引き続きの行財政改革により、合併時の起債残高約158億円は、令和元年度末には約89億円となり、約69億円を削減しております。また、合併時の基金残高約19億9,000万円が令和元年度末において、58億9,000万円と、39億円の増額が図られ、起債残高の削減と合わせると約108億円の財政改善を図ったところであります。まさに心を鬼にして行財政改革に取り組んだ結果であります。次に、今後は心を仏にして、町民の皆さんに優しく寄り添っていききたいとの決意については、今までの4期16年間は財政の健全化とまちづくりに全力で取り組んできたところでありますが、その結果、5期目、無投票当選という形で信任をいただきましたので、5期目については、財政規律を厳守した上で町民皆様の声に耳を傾け、皆さんに寄り添い、輝かせたな新時代、未来につながるまちづくりの実現に全力で取り組んでまいりますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

○議長（真柄克紀君） 石原議員。

○議員（石原広務君） そのまま記事をストレートに使わせていただいたんですが、鬼のように改革したのは、例の財政非常事態宣言。本当に記憶が蘇ります。町長、私もですけど、この記事を見た方から、数件問合せがあったのも事実なんです。町民に寄り添う、これ大きな見出しでした。町長、ご記憶にあるかどうかわからないんですが、合併して16年過ぎたわけですよ。合併する、その合併町長選挙というんですか。町長はいち早く立起表明され、運動も始めていたときに、9月が選挙でしたから7月だったと思うんですよ。たしか低気圧だったと記憶してるんですが、高潮の予報があったんですよ。私もう浜が気になって、何もできるわけじゃないんですが、朝5時過ぎだったと思うんですが、お1人の見慣れた方が、作業服に長靴はいて、突然現れたんですよ。ただ当時の今町長ですけど、申し訳ないんですが、その時高橋さんだと。高橋さん何でこんなところに一人で来たんですか。町長何て私に言ってくれたかご記憶ありますか。浜少し心配なんだ。朝早くですよ。誰もいないんですよ。そこに作業服着て長靴姿で現れた。あの時の当時、高橋さん、私はね、支持を決めた理由の一つでした。このような人だと、あなたのような方に、次期の町政を担っていただきたいと決めた理由の一つなんです。質問の中に、新聞報道見て思い出したのが、その時の1番目です。事あるごとに勝手にその時の記憶を蘇らせながら、私は議員として、今までこの場に立たせていただきました。町長、寄り添う、町民に優しく寄り添っていききたいということでしたが、1期目、2期目、3期目に入って、町長、これは私にだけかもしれません。町民からも、様々批判が出たのも事実です。でも本当に残念だったのが、役場内部から、3期目以降ですよ、3期目になってから全然話が通じないと。前までは話をすると、キャッチボールの様にはね返ってきたんだと。確かに腹立だしいこともあったと。ただ3期目になった途端、全然返ってこない。中には、心を鬼にして改革ということですけどね。町長、3期目になった途端に威圧的な言葉を言われたと。それが役場内部に伝わって、例えばですよ、町長

のまねをしたとはとても思えなかったんですが、俺の言うことを聞いてればおまえたち大丈夫だろう。というような言葉も、平気で使われるような状況になってしまったようなんです。産業から福祉、役場職員こそが町民に寄り添って、合併来様々な事業も含めて取り組んできてるんです。寄り添うという観点から、3期目に入って、これはもう聞き逃せない言葉。町長の考えにはついていけない。ときには、1週間前に話したのが、全然変わってしまう。午前中に打合せして、午後になってから、再度打合せしたら俺そんなこと言ったか。全くもって聞いてもらえない。町長査定の前に、全く関係ない部署の幹部から、査定を受けなければならない状況にもなる。もう疲れ果てました。限界を超えています。四、五年になりますか。ある管理職が早期退職決めた。その時はね、議員会主催で町側と懇親会出来たんですよ。3月をもって辞職されるというふうに決めたある管理職の方が、当時在籍していた細川議員と私の前に来て、常任委員会でのやりとり、こちらからの指摘辛かったと思うんです。前に確か議会でも触れたと思うんですが、町長、その時の管理職、その方の言葉は、細川さん、石原さん、俺役場職員なんだよ。こちらから指摘したことが間違っていない。ただ、町長の意向に沿わないと駄目だという趣旨の発言をしてね。残念ながら、その年度をもって退職された方がいたんです。町長、今回、合併して16年、いろんなことがあったと思います。本当に町長にしてみれば、財政非常事態宣言を出すこと、それが、心を鬼にして取り組んできたということなんですよ。ただ、寄り添うという観点からは、やはり町長ももしかしたら大変かもしれません。ただ現場に向かって立って、町民に寄り添って、事業を営む方と顔を突き合わせて、時には苦情も時には要望も受け、やっていただいているということを忘れていただくことなく、町民にももちろん寄り添っていただきたい。ただ親身に言うまでもなく、寄り添って、仕事に従事している職員の立場に返って、時の総理は話を聞くのが得意だと。町長16年前、大したことじゃなかったかもしれません。浜が心配なんだよなって。あの時の初心に戻ってね、本当にこの5期目、寄り添う町政を執行していただきたいと思います。町長さっきのようなね、安易な、そんな言いませんって言いましたけど、反対もしてないのに反対したとかね、そういったことを簡単に使うのではなくて、いや、私も人間ですから、寄り添いたくないのは十分に理解しようと思います。ただその前に述べた、町民はもちろんですけど、役場内部からそういったことが出ないような形で、ぜひ取り組んでいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（真柄克紀君） 高橋町長。

○町長（高橋貞光君） お答えをいたします。当時の議員の16年前になりますか。そういうことを思い出されてのお話ありがとうございました。私も久しぶりで、その頃のことを思い出しながらお聞かせをいただいたところでございます。当時も今もそれは一定数の批判的な方がいらっしゃるということは、これは常に置いてございます。しかし、1期目の選挙当選以来、初心を忘れずに今もこうして頑張っているというふうに自分では思っております。ご指摘されたような部分、なかなか実感としてはございませんが、誤解をされては困るのは、寄り添うことイコール何でも言うことを聞くということにはなりません。町長としての責任は、何といたっても町民のことをしっかり考え、持続的なまちづくりを進めていくということにあるんだというふうに思います。そういったことを可能にするため、今回もしっかり町政運営に取り組んでまいりたいというふうに考え

ているところでございます。

○議長（真柄克紀君） 石原議員。

○議員（石原広務君） 私も、寄り添うと言ったんだから何でも言うこと聞いてくださいっていうことではないんです。それは十分認識してますよ。町民の方もわかってると思うんです。確かにわがままだと思われるような要望も中にあるんです。役場職員がそれ1番痛感してるはずなんですよ。後でまた協議の場面があろうかと思うんですが、この寄り添うという観点から、私の感覚がもしかしたら町長とずれるかもしれませんが、常任委員会でのデイサービスの補助金の町長の答弁。私あの時から落胆し続けてるんですけど、本当に落ちた場面があったんですよ。補助金に関してね、その常任委員会ですから道高委員の質問だったんですけど、その答弁でね、その補助金の計算方法というか、一日の利用者七、八人、補助金が2,000万円以上出てるんですけど、その1日の平均で割り返して、1人300万円近い一般財源出してる。町にはそういった支援もなく、デイサービスを事業として展開している民間の事業もあると。これ何でそんな、年間延べ人数にしたら北檜山では2,900超えてますし、大成でも2000超えてるんです。今でもそのデイサービスを楽しみしてる高齢者の方もいらっしゃるんです。そういったのが頭にないわけじゃないのに、あの場面ですよ。一日の利用者で割り返して1人頭300万使ってるんだっていう感覚には、全然ついていけなかったんですよ。ただ、それをもう1例を挙げさせていただきますが、寄り添う、もう一度初心に戻ってというのはあくまでも要望で終わるのかもしれませんが、改めて強く言わせていただきます。本当に初心に戻って、大事な一次産業の従事者含めた町民から喜ばれるような策を講じていただきたい。政策として打ち出していきたい。どうですか。そういった観点から、ぜひ希望のある答弁を求めて質問を終わります。

○議長（真柄克紀君） 高橋町長。

○町長（高橋貞光君） 議員のご指摘も、十分心にとどめさせていただきたいというふうに思いますが、これからの町政運営、町の限られた予算ということでもありますから、町民の皆さんのためにバランスを考え、有効に付けてまいりたいというふうに思います。

○議長（真柄克紀君） 若干早いですが、進行上、11時まで休憩といたします。

休憩 午前10時47分

再開 午前11時00分

○議長（真柄克紀君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

引き続き一般質問を行います。

8番、横山一康議員。

○議員（横山一康君） それでは、せたな町におけるICT教育推進の取り組みについて、教育長にお伺いいたします。児童生徒一人一人にICT端末と高速大容量の通信ネットワークを整備するGIGAスクール構想が本格的に実施され、せたな町でもノート型パソコンやタブレット型端末といったICT端末、また各学校に大型モニターなどの環境が整えられました。町の教育推進計画や今年度の教育行政執行方針にもICT教育、ICT機器の利活用等の推進が明確に示されています。子供たちがこれから生きていく社会はこれまで以上に急速な情報化やグ

ローバル化が進み、生活や社会のあらゆる面でデジタル機器が不可欠となっていきます。ICTを使った情報活用能力はこれからの時代を生きていく子供たちにとって欠かせない能力となることは間違いのないことだと私は思っております。私は、時代に即した教育環境を整えるためにはハード面では更なるICT環境の整備、ソフト面ではICT教育の推進体制そしてICT教育の全体像を明確にしていかなければいけないというふうに考えております。このようなことを踏まえ、以下3点についてお伺いいたします。1番、全国的に教員のICT活用能力の格差が課題だと言われておりますが、せたな町の現状をお伺いいたします。2番、既に導入されているICT端末が学校によって違いがありますが、今後の整備計画についてお伺いいたします。3番、ICT教育の推進体制についてのお考えをお伺いいたします。

○議長（真柄克紀君） 教育長。

○教育長（小坂橋司君） 横山議員の1点目のご質問にお答えいたします。横山議員がおっしゃるとおりICT教育は、国が提唱する情報社会ソサエティ4.0に続く、仮想空間と現実空間の高度な融合による経済発展と社会的課題の解決を両立する人間中心の社会である、未来社会ソサエティ5.0時代を生きていく子供たちの資質、能力の育成に欠かすことの出来ない重要な手段であると私も考えております。当町のICT活用の現状について申し上げますと、主なものは、若松小学校でのオーストラリア、タスマニア小学校とのオンライン交流事業、久遠小学校、大成中学校では、実際に家庭でのオンライン授業を実施したほか、それぞれの学校では、家庭とのオンライン授業に向けた通信接続テストを順次実施しております。また今年度においては、文部科学省が令和6年度からの学習者用デジタル教科書の本格的な導入を目指すため実施する学習者用デジタル教科書実証事業に希望した町内の学校が参加し、既にデジタル教科書を授業で活用するなどしておりますが、教員のICT活用能力は重要であり、当然ながら町内各学校でのICT活用については差があります。このようなことから、昨年12月に立ち上げました、町教委職員と学校の教頭2名で構成しているICT端末活用検討委員会を中心に、11月に町内各学校の全教職員を対象に、ICT機器の活用に係るアンケート調査を実施しました。調査項目の、自身の学習指導におけるICT機器活用スキルはどれくらいかという問いに対しまして、低いと自己評価している教職員がおおよそ7割、ICT機器活用に関して戸惑いがあることがわかりました。今後、このアンケートをもとに、まずはICT活用能力の高い教員の協力を得ながら、授業での活用におけるICT機器の使い方の研修、実践を進めてまいりたいと考えております。次に、2点目のご質問にお答えします。GIGAスクール構想では、既に各学校に整備されていたパソコン教室のノートパソコン137台を除いた全児童生徒に対する不足分の281台がタブレットとして整備されました。端末が学校によって違いがありますのは、1人1台端末として同じ学校内でノートパソコンの児童生徒とタブレットの児童生徒がいるということ無くするために、ある学校にノートパソコンを集約したことによりこのような状況となっております。平成30年度から令和元年度にかけて整備したノートパソコンは、電源につないだままではなければ使用することが出来ない状況でありまして、家庭に持ち帰る場合については、タブレットと違い大きくて重さもありまして、児童生徒の負担を伴うことなど

から、更新時期を考慮しながら、今後早い時期にタブレットへ移行できるようにと考えております。3点目のご質問にお答えします。ICT教育を推進するに当たっては、教員のICT活用能力は重要であると考えております。教員のICT能力の向上対策として、今後、各学校のICTを担当するリーダー教員の育成が必要不可欠であると考えております。そのためには、デジタルスクール事業などを展開している民間会社を活用した研修の実施や、ICT活用を支援するための人的配置なども考慮した上で、リーダー教員の育成を図り、そのリーダー教員を中心に、それぞれの学校でのICT活用のさらなる推進を図っていくような環境づくりをしていければというふうに考えております。なおタブレットの整備更新につきましても、先ほど申し上げましたように、時期を考慮しながら行っていきたいと考えております。いずれにいたしましても、横山議員がおっしゃるとおり、ICTを活用した教育は、これからの未来社会ソサエティ5.0時代を生きていく子供たちの資質、能力の育成にはかけせないものと思っておりますので、ICT教育のメリットデメリットについても十分に理解しながら進めていきたいと考えておりますので、どうぞご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（真柄克紀君） 横山議員。

○議員（横山一康君） それでは再質問に移らせていただきます。ただいま教育長のほうから大変前向きなご答弁をいただいたものというふうに思っております。それをさらに進めていくつもりで私は再質問させていただきたいと思っております。ただいまの答弁の中で、せたな町ICT端末活用検討委員会、教育委員会と学校の先生でなる検討委員会を設置しているというふうなこともおっしゃってましたし、その中で、今回11月にアンケート調査を実施したというふうなことも伺いました。私もいろいろこの質問を組み立てるに当たって調査をさせていただきましたが、この検討委員会、毎月まで行かないですけどかなり頻りにICT通信というふうな通信物を各先生方に配付して、実践の取組事例ですとか、中央の情報などをきちっと情報提供されているというような取組の中で、さらに一歩進めてアンケート調査を実施したというふうなことは、これ非常に私敬意を持って見ていました。教育長、今、答弁の中でおっしゃってましたが、ICTスキルの不安を抱えている教員が約7割ぐらいいらっしゃるというふうなことです。ここは、これからICT教育を前進させるに当たって、まずこの不安を持っている7割の先生方からできるだけ不安をなくするというふうな取組が、早急に必要でないかというふうに私は思っております。そこでお聞きしたいと思います。まず1点目です。今のところ、町のICT教育の推進体制は、先ほどのICT端末活用検討委員会が中心となって情報提供を行っている、このような状況だと思います。これはそのまま続けていっていただきたいというふうに思いますが、これをですね、その7割の不安を抱えている方を解消していくためには、さらにICTに詳しい方を私は教育委員会にぜひ配置して、各学校の相談業務や情報提供というものを、一層力強く進めていく必要があると思います。今の委員会をさらに力強いものにするために、そのような職員を教育委員会に配置するお考えがあるかどうかをまず1点目お聞きしたいと思います。次に2点目です。パソコンの機種の違い、ノート型パソコンとタブレット型端末、このような違いで、それはもともとあったものはそのまま生かす。新しいものは一

つの学校に集めていく、その考えで十分分かるんですが、一つ私事例申しますと、現在、瀬棚小学校ではタブレット型の端末を使っています。これがですね、瀬棚中学校に参りますと、瀬棚中学校はノート型のパソコンを使っています。小学校では使い勝手のいいタブレット型、それが中学校になると使用頻度がさらに増すわけですね。その使用頻度が増す生徒たちに使い勝手の悪いノートパソコンというふうになると、本来であれば、機器は良くなっていかなきゃいけないのが、小学校から中学校に上がった時点で、機器が少しダウンしてしまうというふうな状況があるんで、それはきっと子供たちの学習意欲に大きなマイナスの側面があるのではないかというふうに私は思います。財政状況というのは、私も議員になっていろいろ学ばせていただいておりますのでわかっておりますが、教育環境の整備というのは最優先だと。これは教育長だけでなく、理事者にもしっかりお願いしておきたいところではありますが、教育環境の整備、これは最優先でやらなければいけないと思いますので、パソコンの整備というものをできるだけ前倒しでやっていけないかどうなのか。以上2点、お伺いしたいというふうに思います。

○議長（真柄克紀君） 教育長。

○教育長（小板橋司君） 2点。まず推進体制整備と機器のハードの整備ということだと思んですけども、体制の整備につきましては、1点目の1回目の3点目でも答弁したんですけども、リーダー教員を育成しまして、そこから、それぞれの学校内でスキルをアップしてもらうというようなことを考えております。そのためにも民間会社を活用した研修の実施や、教育委員会としましては、支援するための人的配置、これを具体的に言いますと教育委員会の事務局の中に、例えば学校の教育現場に精通した教員OBとか、そういうような人材、適任者がいればの話ですけども、その配置もやりながら、各学校へ指導に行き、各学校でのリーダーを育成して体制整備してやりたいと、先生方の不安解消、指導を専門的にやってもらうような人材の配置をしていければなというふうには考えております。次にハード機器の関係なんですけども、今おっしゃるとおり、瀬棚小学校、中学校では、現在そのような現象が起きています。ただ、ノートにつきましては、本当に先ほど言いましたとおり、まだ整備して3年ぐらいですから、耐用年数もありますので、横山議員もおっしゃってましたとおり、厳しい折、なかなか難しいところはあるんですけども、時期を見ながら、なるべく早い段階でいろいろと整備を進めていければというふうに教育委員会としては考えておりますし、考えていきたいというふうに思っております。

○議長（真柄克紀君） 横山委員。

○議員（横山一康君） それでは、再々質問に移らせていただきたいと思います。今、教育長、民間会社、そして事務局の中に教員のOBの方などICTに精通した方がいれば、そういう方を検討しながら各学校にリーダーを養成していくというふうにおっしゃってました。その考え方、私はある程度納得いくと思うんですが、ただですね、先ほど教育長の答弁の中からソサエティ5.0というふうな言葉も出ていました。これはもう我々が経験したことのない空間ですので、そこに対応していける子供たちを育てていくためには、スピード感でやっぱり必要だ

と思うんですね。ですから、できるだけその強力にこのICT教育を推進させていかなければいけないと思いますので、ぜひそのような職員の配置ですとか、パソコンの整備、3年しか経ってないというふうにおっしゃいましたけど、やっぱりこういう機器私もそんな詳しくはないんですけど、日進月歩ですよ。あつという間に新しいもの出てきますんで、そこはやっぱり更新計画をしっかりと立てて、これ3年がいいのか5年がいいのか、7年がいいのか、それは財政当局ときちとお話しながらやっていかなきゃいけないことだと思うんですけど、ここはぜひお金をかけていかなきゃいけないところだと思うんです。子供たちへの教育への投資っていうのは必要だと思いますので、その辺をしっかりと考えて、教育環境の整備、パソコンの整備、人員の配置をやっていただきたいというふうに思います。そこでですね、最終的な再々質問なんですが、先日臨時国会が開会されました。その中で岸田総理は所信表明演説の終わりに、国の礎は人ですというふうに演説され、愛媛県の高校でのICT端末を使った模擬授業のお話をされていました。授業で主体的にタブレット端末を使う高校生の姿に、日本の未来を切り開く人の可能性を強く感じたというふうに国会で演説されておりました。僭越ながら、私も先日瀬棚中学校の日曜参観日にお招きいただきました。11月に実施された販売体験実習のまとめの授業の1コマを見させていただきました。1年生から3年生まで四つの班、縦割りにして販売担当ですとか会計担当、社長ですとか専務だとかいろんな役職をつけながら、せたなの物産を北檜山の温泉ホテルの隣にあるふれあい市場で販売していました。その販売体験をパワーポイントというソフトを使って、私たちにその準備段階から販売日の当日、反省点、そういうものをわかりやすくまとめて発表してくれました。私は上手にパワーポイントでプレゼンテーションする技術は持ってないんですが、子供たちは非常に見やすい形でパワーポイントを使ってやってくれているので、やはり今の子供たちっていうのは、こういうICT機器を持たせると非常に飲み込みが早いんだなというのを実感させてもらいました。それはそれですばらしいことだったんですが、発表の最後に、生徒たちがせたなのためにできることというふうに発表してくれました。その中で、やっぱり生徒さん一人一人が、せたな町を発信していきたい、ほかの町に向かって発信していきたい。せたな町で今後も働いていい町にしていきたい。さらにはですね、若い人たちが主体的になっていけば、せたな町は活性化する。パワーポイントを使いながらこのような発言が相次いでいました。私もこの年になってくるとだんだん涙腺が緩んできます。子供たちのこういう言葉を聞いていると本当に目頭が熱くなって、この人たちに未来を託したいなというふうに思いましたし、生徒たちの可能性というものも非常に強く感じました。冒頭でも私申しましたように、これからの子供たちは、さらなる情報化やグローバル化の中で生きていきます。そのためには、ICTの教育が非常に有効なツールとなりますし、大事なスキルになってきます。もちろんここで負の側面もしっかり考えなければいけないと思います。視力の低下ということも言われてますし、悪質なサイトへの接続、またSNS、こういうものの適切な利用など、注意しなければいけないところも多々あるのはわかりますが、コロナで一気にこのGIGAスクール構想が前倒しで行われて、オンライン環境が十分になってきてますので、これをさらに進めて、ICT機器を使った主体的な学びの実現など、可能性もた

くさん秘めてますので、これからしっかりと進めていってほしいと強く思っております。この大きな可能性を秘めているICT教育を推進するためには、町としてこのICT機器というものをどう教育の中に位置づけるか。これは私は、教育委員会の明確なビジョンがないとこれは進んでいけないというふうに思います。新年度に向けて、ぜひ教育計画、立派なものがあるんですが、その中にICT教育に向けた体系的な計画推進の策定をしていく必要があるというふうに私は思います。その点について、教育長はどうお考えになるか、お聞かせいただきたいと

○議長（真柄克紀君） 教育長。今後のビジョンについて明確に説明ください。

○教育長（小坂橋司君） 3回目のご質問ですけども、まず最初にスピード感を持ってという話があったかと思えます。これにつきましても、先ほど言いましたとおり人材、ICTを推進していく指導者につきましても、人材、適任者がいるかどうかというのがありますので、すぐに配置できるかどうかわかりませんが、いろいろと教育局なりといろいろと相談しながら適任者を探していきたいと思えます。ハード整備につきましても、財政当局等々とも相談しながら、なるべく早くやっていきたいというふうに考えております。で、瀬棚中学校のふれあい市場での販売、私も行きました。本当に、横山議員参加された中でのいろんな発表、聞いてましても本当に頼もしい子供たちだなというふうに思えます。この子供たちが、今これから国が進めてるICT教育について、決してほかの町に遅れることのないよう、できることなら先頭グループを走れるぐらいの体制整備を進めていきたいというふうに考えております。具体的にどのような形かというのは、これからいろいろと整備していきたいと思えますけども、大きな私の目標としましては、先ほど言いましたけども、決して遅れることのないよう、来年からは高校でもタブレット端末の持込みが必須となっております。その際、いろいろと地元の高校に行く子供もいますし、外に出ていく子供もいるかと思えます。今後、せとな町から旅立って行く子供たちが決して遅れることのないよう、環境整備等々努めていきたいというふうに考えておりますので、ご理解、お願いします。

（何か言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 今前向きに考えるっていう形で、それで予算の中でっていう形で答弁されたと思うんですけども。補足ですか。

（何か言う者あり）

○議長（真柄克紀君） だから今考える中で前向きにスピーディー感を持ってやるということなんです。そういうことじゃまずいん・・・。

○教育長（小坂橋司君） つくっていききたいというふうに考えております。

○議長（真柄克紀君） 続いて2番、柘田道廣議員。

○議員（柘田道廣君） 先に提出しておりました件について質問をさせていただきます。本年9月の定例議会におきまして、私が行った一般質問の中で、町長は①一つの町として、地域間格差なく、公平性を確保しながらサービス提供を図っていくことが重要であると答弁しています。また、②全て無料にしてはということにつきましても、これはなかなかそういう形にはならな

い。難しいということをご理解いただけると思いますと答弁されていますが、病気や身体の不調を抱える方々が安心して診療を受けることができるように、昭和の時代からか国で通院手段として無料で送迎されてきたものと理解をしています。今回、一部地域での患者バス廃止と、それに伴うデマンドバスでの通院有料化は公平性を欠き、地域間格差を広げるものと考えますので、上記①②について、改めて、答弁内容の説明をお願いいたします。

○議長（真柄克紀君） 高橋町長。

○町長（高橋貞光君） それでは、ご質問にお答えをさせていただきます。当町の患者バスですが、へき地保健医療対策の一環で、公共交通機関が運行されていない地域、いわゆる公共交通空白地域では、医療機関までの区間をへき地患者輸送車として運行しているところがありますが、一方で、路線バス運行区域と重複運行している区域もございます。当町において持続可能な公共交通体系を構築するため、このような重複運行を解消し、関連経費の合理化を図ることは重要な施策であり、路線バスが運行する北檜山太櫓線、瀬棚須築線そして檜山海岸線については、デマンド化により段階的に一本化を順次進めてきていることは議員もご承知のことと思います。そこで、9月定例会で私の答弁内容がわかりづらかったんだと思いますが、再度答弁をさせていただきます。①の答弁内容につきましては、デマンド化をする路線は、公平性を確保しながら3区格差なくデマンドバスを運行するというところでございます。②の答弁内容につきましては、公共交通機関が運行していない、いわゆる公共交通空白地域においては、交通手段がありません。ここは患者バスを運行しなければ、通院出来ないの週1、2回患者バスを医療機関への足として運行しております。対して、デマンドバスが利用できる地域は、片道200円で医療機関に限らず、買い物でも何でも好きな日に好きな時間のバスを利用していただけます。このように、公共交通空白地帯における公平性、それからデマンドバス運行地域における公平性をそれぞれ確保することから、無料にはならないという答弁を申し上げたところでございます。ご理解いただきたいと思っております。

○議長（真柄克紀君） 梶田議員。

○議員（梶田道廣君） 再質問をさせていただきます。ただいまの町長の答弁内容は、町内格差なくデマンドバスを運行すると。そして空白地帯はなかなか通院が出来ないので、その部分を患者バスを運行することで、解消を図っているというような答弁内容だったというふうに理解をさせていただきます。先日の総務委員会の中でも石原議員の質問に、全町公平な運行体制を目指すということですが、一気にそこまでいきませんので段階的にということをご理解をいただきたいということでありました。これは今の答弁と符合するものと思います。また、順次患者バスを削減するが、新年度から一斉になくなるということではないとの意味の答弁もされておりました。私は、患者バスからデマンドバスへの移行は時代の流れであり、町の今後を思うときに避けて通れないことだと思っております。各地区の運行に関しても空白地帯をつくらないようにするのも、町長の言う公平な運行体制だと思っております。町長は前回の一般質問やその後の地区懇談会や委員会などでも、公平という言葉を繰り返し発言されています。私も町長と思いは同じだと思っておりますが、せたな町に暮らす私たちは長磯地区に住んでいても、小

倉山地区に住んでいても、須築地区に住んでいても同じ町民であり、同じサービスを受ける権利があると思います。段階的なデマンドバスへの移行、つまり町長の言う全町公平な運行体制を検討しているのであれば、あわせて患者バス廃止の日まで、暫定的でも結構ですので、通院する方にのみ今まで患者バスで無料で通院出来たわけですから、その部分だけでも無料で利用できるようにすることが公平という意味になるのではないかというふうに思います。先ほど石原議員の質問にもありましたが、町長は選挙後、町民の皆さんに優しく寄り添って行きたいと抱負を述べております。また、町民の命と健康を守るとの思いをされているのであれば、今こそ、町民に優しく寄り添う政策をぜひともお願いをしたいと思っております。

○議長（真柄克紀君） 高橋町長。

○町長（高橋貞光君） まず今、2回目の質問をお聞かせいただきまして、今町がデマンドバス化をするというのは、路線バスの廃止された地区路線についてデマンド化をすると、そういうことで今、太櫓、瀬棚須築線、それから檜山海岸線をそういうことで動かしております。患者バスの走っている地域をデマンドバス化するというものではございません。そういうことは今の状況では物理的に困難ということですので、その辺誤解のないようにしていただきたいというふうに思います。そのデマンドバスが、この区によって、路線によって扱いが違うということには当然一つの町としてこれはならないことということは議員もご理解いただけるというふうに思いますので、そういうことでデマンドバスは同じように、3区同じような扱いにさせていただくということですので今、実施をしております。ただ、一気に変えるということは、少し無理がございますのでそれは段階的に、最終的にはデマンドバスに一本化するという方向で段階的に進めてまいりたいと考えているところであります。例えば、今回、檜山海岸線のお話を中心だというふうに思いますが、例えば、檜山海岸線が、路線バス、民間の路線バスが廃止となりました。そのままでは交通空白地帯ということになります。この場合は、診療場に行く足がありませんので他の公共交通空白地帯と同じように週1、2回無料の患者バスで対応するということになるかと思っております。その代わり、熊石の病院や江差方面への足はなくなるということになります。町としては、大成区民の利便性を十分考え、町の負担はデマンド化することによりまして増えることにはなりますが、大成区民の意見もお聞かせをいただいて、デマンドバス運行ということにしたところがございますので、これは一つご理解いただけるものと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（真柄克紀君） 梶田議員。

○議員（梶田道廣君） 再々質問をさせていただきます。町長の話をお聞かせをいただくと、バス運行の話をお聞かせをしております。私が言っているのは、通院に関してのみの話をしております。そこで話がだいぶ食い違ってきているのかなというふうに思いますけれども、私はただ単純に今まで患者バスで無料で送迎していたのであれば、せめて全て全町がデマンド化する、また、患者バスが廃止になるまでは、病院に通う高齢者の方は今までと同じように無料で送迎したほうがいいんじゃないですかという質問をさせてもらっております。檜山管内各町では、一部有料の町もあるようですが、多くは無料で送迎をしていますし、また、高齢者を無料にしている町もあり

ます。八雲町の岩村町長は、熊石地区での患者バス運行に関し、せたな町のデマンドバス運行事業者に無料で送迎してもらえるかどうかの相談をしたそうではありますが、システム上無理であるというふうに答えたそうです。岩村町長は、熊石地区で運行している無料患者バス運行で、相沼方面は無料運行であるのに、デマンドバス利用で関内方面から通院する方に有料というのは公平性に欠けるという理由で、関内方面からの患者バスの運行を続けるという話を聞きました。せたな町での患者バス利用状況は年々減少しているようですが、令和2年の利用実績は北檜山区が2,776人、瀬棚区が1,735人、大成区が2,707人でした。この数字から、デマンドバス運行区間内の利用者を私なりに試算してみますと、北檜山地区では太櫓地区だけとして10%の約280人、運行回数257回で平均1.01人、瀬棚区が須築から本町までの海岸線利用者として約60%の1,041人、運行回数190回で平均5.5人、大成区は100%で2,707人、運行回数239回で平均11人となります。往復バスを利用したとして、北檜山区280人で年間11万2,000円、瀬棚区は41万6,400円。大成区は108万2,800円。合計161万1,200円になりますが、高齢者が国民年金での生活をする中で、400円は非常に大きな負担だと思います。しいては、診療を控える方が出ることをご心配しております。一方、町としてこの料金を徴収しなければならない理由が見当たりません。なぜなら、この161万という収入に頼らなければ町運営が出来ない状態ではないと思うからです。もし町長が一部デマンド化した地域を有料としたので、今さら無料に出来ないという思いがあるのであれば、公平という立場からして、現在の患者バス利用者も全て有料にすべきと考えます。一つの町の中で一部地域が有料で、他の地域が無料というのは著しく不公平だと思いますので、通院する方々には全員有料、または無料のどちらかにするべきだと思います。私は、デマンド化とかそういうことに何も反対してはおりません。ただ、通院する方にのみ今までと同じようなサービスを提供していただきたい。ただ、その1点だけの質問ですので、どうぞよろしくお願いいたします。

○（真柄克紀君） 高橋町長。

○町長（高橋貞光君） お答えいたします。まず、この交通空白地帯の足の確保のための患者輸送バスと、それから、そうでない地域であるデマンドバスと、これは一緒に考えることは無理です。患者輸送バスのほうは毎日ではありません。限られた曜日、週1回から2回、しかも決まった時間、1往復のみですから、これはデマンドバスのように毎日何便もと、こういう状況とは全く違いがあります。そこに既に公平性という部分は言えない、語れないということで、これは患者輸送バスとデマンドバスをはっきり分けて考えていただければわかりやすいというふうに思います。その患者輸送バス、地域の公平性、これはしっかり保ちたい。デマンドバス路線を持っている地域、これ3区ございますので、これはこの部分での公平性をしっかり保つということで、町は今取り組んでいるところでございます。161万円という数字もお聞かせいただきましたが、実はデマンドバス檜山海岸線を運行するに当たって、町では1,300万円の費用負担をさせていただいているところでございます。こうした多額の予算を入れて、やはり大成区の利便性の維持を図るということでございますので、これは全く交通空白地帯との

格差はあくまでも出てくるということでございます。したがって、交通空白地点の皆さんには、デマンドバス路線のある区域のようには全くなりません。サービスは大幅に違いがございますが、これもそういう地域ということでご理解をいただいているということからすると、十分議員にはご理解いただけるものというふうに思うところでございます。

○議長（真柄克紀君） 続いて橋本一夫議員の質問を行います。4番、橋本議員。

○議員（橋本一夫君） それでは午前最後の質問に入らせていただきます。体育館、青少年センターの耐震化診断について、町長と教育長に伺います。体育館は昭和52年、青少年センターは昭和44年と、いずれも建築から43年、50年を経過しています。現在まで耐震化の診断を受けていないと思いますが、どうでしょうか。耐震結果次第では改築になるか、改修工事が必要と思われるが、現在、青少年センターでは学童保育所として、平日午後の時間に使用されています。訪問した際には、指導員の先生から話を聞き、大変勉強になりました。学童のお子さんたちも活発に動きまわっていました。その中で、これから厳冬期を迎え、暖房の充実を考えるべきだと感じました。それとトイレのほうは、使用をためらう学童が中にいると聞きました。指導員の先生に聞いたところ、トイレの場所が全体的に暗い感じがするのではないかということでした。学童保育所が他の場所での開設が難しい以上、青少年センターを改善したほうが良いと思います。耐震化診断については、教育長の見解を、また、学童保育所の件については町長に伺います。

○議長（真柄克紀君） 教育長。

○教育長（小板橋司君） 橋本議員のご質問にお答えいたします。町民体育館につきましては、耐震改修促進法における耐震診断が必要な施設に当たりますが、教育委員会としましては、耐震診断には多大なコストがかかり、診断後改修もしくは建て替えとなる確率が高いことから、町民体育館においては、耐震診断を行わずに建て替えなければならないと考えております。また、青少年センターにつきましては、耐震診断が必要な施設に当たらないことから、耐震診断を行う予定はありません。

○議長（真柄克紀君） 高橋町長。

○町長（高橋貞光） 学童保育所のご質問にお答えをさせていただきます。学童保育は児童福祉法に基づき、就労などにより保護者が日中家庭にいない小学校の子供たちに対し、授業の終了後や長期休業中に適切な遊びや生活の場を提供し、健全な育成を図る放課後児童健全育成事業であり、北檜山学童保育所は平成10年4月に青少年センターにおいて開設され、現在に至っております。議員おっしゃるとおり、施設は昭和44年建築ということで老朽化は顕著であり、これまでも必要な改修を行ってきましたが、今後においては建て替えを検討してまいりたいと考えております。ご理解をいただきたいと思います。

○議長（真柄克紀君） 橋本議員。

○議員（橋本一夫君） それでは再質問いたします。体育館が耐震化診断については行わないということで、教育委員会のほうでは新築ということになっていくのだろうと思います。当然町財政の中で病院の新築が終了した後ということで私は理解しておりますけれども、その辺の考

え方、もし聞かせてもらえるのであればお願いします。それと、体育館が新築されるまで利用する町民の皆さんには、いろいろと不都合と思われる場合があると思いますが、新築される体育館に夢を馳せて、現在置かれてる状況で体力づくりや仲間との活動に利用していただきたいと町としては考えているのではないかと思います。新築を先に見据え、多額の修理費をかけることは出来ないと思います。しかし、最低限の修理修繕が必要となってくるとと思いますが、教育長でもいいし、町長でもいいですから、その辺ははっきりしたお言葉いただきたいと思います。以上です。

○議長（真柄克紀君） 橋本議員に伺いますが、建て替えということになるとこの施設の建て替えに関しては答弁は町長ということによろしいですか。今、体育館の運用その他の考え方については教育長から述べさせますが。教育長。

○教育長（小板橋司君） 後段の体育館の新築ないし建て替えまでの体育館の管理につきましてですけれども、おっしゃるとおり利用者が負担のないように、不便のないように、これまでどおり管理修繕をしていきたいというふうに考えてますのでご理解願います。

○議長（真柄克紀君） 高橋町長。

○町長（高橋貞光君） お答えをいたします。体育館につきましては耐震化という問題もございまして、これは将来建て替え、建てかえるべきということを教育長、言及いたしましたので、これはそういう方向で、実現に向けて取り組んでまいりたいと。ただ、今すぐということではございません。そういう関係から申し上げますと、建て替えをするためには、今の青少年センター、今の敷地ですね、体育館、青少年センター、プールという敷地、これは限りがございますので、体育館建て替えの前に青少年センターを移さなければならないという事情が出てまいります。そうした一連の整備をするためにも、今後、財源の確保に向けて準備をしたいというふうに考えているところでございます。

○議長（真柄克紀君） 以上で橋本議員の一般質問を終わります。ただいまより1時まで昼食休憩といたします。

休憩 午前11時59分

再開 午後13時00分

○議長（真柄克紀君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

引き続き一般質問を行います。

10番平澤等議員。

○10番（平澤等君） 午後1番目ということで、先に通告してあった件について質問させていただきます。新年度における農業振興方策についてということで町長に伺います。長引くコロナウイルス感染症により、本町経済は大きな影響を受けております。国の経済対策や、せたな町独自の経済対策により一筋の回復の兆しがあったものの、新たなオミクロン変異株の拡散兆候に憂慮する事態となっております。そうした状況の中、本町の基幹産業の一つである農業にも大きな影響が出ております。先ほどの町長の行政報告で示された認識とは一部異なりますが、酪畜業においては、肉畜个体価格が大幅に下落する一方で、搾乳農家に対し生乳の生産調整に伴う出荷制

限を余儀なくされております。また、稲作農家においては、生産者米価の相対取引価格が前年度対比12%以上下落との発表があり、米生産農家の落胆は計り知れないものがございます。さらに、燃油価格や生産資材等の高騰に歯止めがかからず、農業者経済に深刻な影響を与え大きな問題となっております。令和4年度の予算編成を間近に控えての町の基本的な方策について、3点伺います。1点目、農業現況をどのように把握しているか。2点目、新たな農業振興方策、これはどうなってるか。3点目、町内2農協の合併協議の進行の中で、町としての考え方を伺います。

○議長（真柄克紀君） 高橋町長。

○町長（高橋貞光君） 平澤議員のご質問にお答えをいたします。新型コロナウイルス感染症の緊急事態宣言解除に伴い、経済活動も徐々にですが回復の兆しを見せており、農産物を含めて消費動向の上昇に期待を寄せているところです。ただし、議員おっしゃるとおり、新しい変異株の影響は未知数であることから、慎重に注視していかなければならないものと考えております。

さて1点目の農業現況をどのように把握しているかについてお答えをいたします。気候変動に伴う高温や干ばつなどにより、ブロッコリーや潮トマトなどの一部蔬菜系作物に影響は見られたものの、作物については生産者や関係機関の努力の結果、作況が108の豊作、蛋白値も低く、収量、質ともに良好な結果を得られたと理解しております。また肉畜業については、落ち込んだ肉専用牛の平均価格も、コロナ禍以前の水準に概ね回復し、今後の経済状況の好転等推移に期待しているところです。酪農業については、生乳の生産調整の話は取り沙汰されているものの、政府等の支援による消費対策事業等により、生産調整にはまだ至っておりません。なお今後の変異株の侵入や拡大、燃油高騰の影響は不透明であり、慢性的な労働力不足も踏まえ、今後も農業を取り巻く情勢に注視してまいりたいと考えております。

次に2点目の新たな農業振興方策ですが、この長引くコロナ不況に打ち勝ち、長期に向け持続可能な農業を進めなければならないことは、関係機関とともに認識を共有しているところです。相次ぐ価格の下落や労働力不足に対し、コスト削減や省力化が喫緊の課題として浮上しており、ICTを活用したスマート農業が解決方法の一つとして大きく注目されております。当町でも、このICTの実証により、効果を検証してまいりたいと考えております。また、道営基盤整備事業において、圃場整備と併せて有利に設置できる水田自動水管理装置などの普及に努めたいと考えております。さらに、令和4年度策定予定の農業振興ビジョンにおいて、スマート農業だけでなく、コスト削減や担い手の育成なども含め、せたな町の持続可能な農業をめざして長期的な指針を策定してまいります。次に、3点目の農協合併協議に係る町の考え方についてです。令和2年4月に合併方針が打ち出され、今年12月には両農協の生産者との懇談会も行い、令和4年3月の調印、令和5年2月の合併に向けて協議を重ねております。町といたしましても、この合併については、重要な基幹産業のひとつである農業のさらなる振興、発展に資するものと期待をしているところでございます。ご理解願います。

○議長（真柄克紀君） 平澤議員。

○10番（平澤等君） 再質問をさせていただきます。町長と若干認識の違いがあるようですが、先ほどの町長の行政報告の中でもあったということで、米の生産については、確かに作況

指数108ということで豊作なんです。ただ、先ほど申し上げました品質収量という点でいいと思うんですけども、その認識のね、STの検査によると冒頭の町長の行政報告にあったように、高温そして干ばつの影響、これは米だけではなく、整粒についてはね、例年に対して非常に少ないんですね。80%以上の整粒があるというのはほとんどないという中で、調整する段階で非常に苦慮するというふうなことで、収量が多いものの品質では悪いんだよというふうなこと、そういった面については再度しっかりした認識を持っていただきたいなと思います。それから、もう一つ、酪畜において価格が落ちてないと言うけども、私は生産者農家から実際にヌレ子それから个体販売についての価格動向について伺っての結果で、先ほど町長の答弁で、そんな落ちてない大丈夫だよ、戻ってますよ、そういう表現は私は聞いてごさいません。ただそのところでどっちのほうから情報を仕入れたかわかりませんが、現状把握について確たるものがあるのかその辺についての町長の認識も再度伺いたいと思います。こういった面について、今、農業の情勢がどうなってるかってことはやはり厳格におさえていただきたいなと思います。そういう点についてももう一度認識についてお伺いしたいなと思います。さらにはですね、燃料価格、それから生産資材等、これはご存じのように今ガソリンも上がってますけども、軽油、灯油、非常に高くなってごさいます。それぞれの作業機の燃料もちろんのこと、施設ハウスにおける暖房にかかる費用、もしくは生産資材、パイプハウス等、さらには肥料、今肥料の引取り、それについても、異常な値上がりが見られているというふうなことで、これはもう事前に現段階から、来年の営農計画に支障をきたす、そういった心配が十分にあると。そういった中で、これから予定されてごさいます意見書等についても、農業団体から強く国のほうに働きかけてほしいという依頼が来てるんですね。そういったこともやはり町としては真剣に考えて、これらの状況を踏まえて、ちゃんと対応するんだという姿勢を示していただかないと、私は農業者は安心して来年度へ向けること出来ないというふうに思います。そういった点については、再度、町長の見解を伺いたいなと思います。それからですね、2点目です。2点目の農業の振興方策、これについては、町長の今度の新しい町政にあたっては、基盤整備、そして先ほどお話あったように、スマート農業について展開していただくというふうなことごさいます。これは今新しく首相になった岸田総理もスマート農業に対して非常に意欲を示していると、これが先般の農業新聞に大きくうたわれております。そういった点について、この農業振興方策についてはある意味いいのかな。ただ、これは今後、私の質問したい内容にある、新年度においてどのようにしていきたいんだという方針、スマートだけなんですかっていうふうなことがちょっと残ります。やはりそれ含めて考えていってもらわなきゃならない。その大きな問題が、先ほどの現状の農業振興策についてのものの考え方、リンクしますけども、今朝の北海道新聞のトップの見出しに非常に気になることが書いてあったんですね。それは先般から情報入ってたんですけども、今回改めてトップの見出しになった、要するに、米の転作交付金の厳格化ということで、内容については町長も読まれたと思いますけども、これによる農業生産者の本来いただいている費用が、それが少なくなる。私の情報によりますと、北檜山農協の管轄だけでも4億7,000万、これが厳格に施行されると、これが少なくなってしまう。ちゃんとした対応をすればいいんです。これがやはりせたな町全体では8億を超えると、そういっ

たものが、農業の収入から下がるという点でね、これについても、国からの政策でございますけれども、やはり町としてもしっかりとの方針を出しておかないと、もしくは指導体制ですね。それも取っていかないと困ると思うんです。そういった面を含めて、今年の振興方策についての考え方を伺いたと思います。3点目でございますけれども、先ほど町長も2農協の合併については非常に歓迎したいし、これから進めていきたいというふうなことでございます。先ほど町長が話されたように、それぞれ順調に各農協で説明会、協議会、対策、それについて合併へのいろんな調整が行われております。両農協においても、いろんな問題点を把握する中で、合併は避けて通れないというふうなことを念頭に置き、しいて過去、もう大分前ですけども、北檜山農協も合併にかなり前向きになった時期もあった。それが頓挫して現在に至ったということで、初めてここで日の目を見るのかなという形で、良い方向の合併について私もいいんじゃないかと、また、町としての指導体制もそういう中では、何らかの協力があつた場合には、惜しまないでいただきたいと思つています。その点について、今、3点申し上げましたけれども、再質問ということで、答弁よろしくお願ひします。

○議長（真柄克紀君） 高橋町長。

○町長（高橋貞光君） それでは2回目の質問にお答えをいたします。まず米の豊作と、それからコロナの影響ということで、若干私の発言に十分な配慮が足りなかつたというふうに思つておりますが、議員言われるように、コロナの影響によって価格の落ち込みというものが実際にはあるわけでございます。私が言ひましたのは、今年の作柄、作況を中心に話をさせていただいたところでございます。品質の関係につきましても、これは一部にそういった腹白などの後遺障害が見られるという状況を確認しておりますが、両農協、乾燥調整施設、これはしっかりと機能しておりますして、今のところ十分調整できると、苦勞はしているというふうに思つておりますが、生産者の出荷されたこの新米を上手に調整をして、より高く販売するというところに今汗を流していただいているという状況になっております。現状、懸念材料としては、燃油やえさなどの問題も抱えております。燃油につきましてもここに来て少し下がり気味という状況も見えてまいっております。いずれにしても、今後これらの動向をしっかりと見ながら農業団体、農協としっかりと連携をしながら取り組んでやってみりたいというふうに思つております。農業振興方策についてですが、スマート農業だけかという話もございました。これ決してそうではございません。本町の農業の将来を考えた場合、やはりスマート農業だけではなくて土地基盤の整備であるとか、新たな人材の確保、さらには安心安全、付加価値の高い作物の生産であるとか、取り組む課題はたくさんあるというふうに思つております。もちろん議員言われましたように、国の農政の影響、これも非常に大きく受ける土地、地域の農業でありますから、これらの動きについてもしっかりと見ていかなければならないというふうに思ひます。町としては、そういった総合的に様々な角度から、しっかりと物事を見極めながら、町としての農業政策をしっかりと打ち立ててまいりたいというふうに考えているところでございます。それから合併についてなんです、これは実は私個人的には新函館農協の前の前の小野寺組合長、それから畑山組合長、そして輪島組合長、今若松の横道組合長であります、これら4代の組合長にこの合併問題についてできるだけ早く、一つの

農協としてせたな町の農業発展に、これが重要な意味を持つこととなりますので、動いてほしいという願いをずっと続けてまいりました。当時は今金もありましたので、2町同時にでないとなかなか難しいという話をしていたところですが、それを何とか北檜山町農協先行してという努力をさせていただいて、ようやくここにきましてこういった状況が出てきております。この農協の合併については、やはりこの営農指導体制の強化、あるいはこの一元集荷による市場性の向上と、さらには様々なこの農協の手数料等の見直しなど期待できる部分がございます。これは地域農業の振興にとっても大きな意味を持つものだというふうに考えております。さらには、今、若松基幹支店でありましたが、若松基幹支店の生産っていうのは25億前後ということで、これにJAきたひやまの生産を加えますと、やはり45億6億という数字になります。これは、厚沢部を抜いて道南3番目ぐらいの規模になりますので、しっかりと基幹支店を充実してこの地域の農業者をカバーしていただければ、基幹支店として将来とも残ってくるという思惑もございました。そういった意味では、今回の合併については大変本町の農業発展のために大きな意味を持つものというふうに思っておりますので、積極的に様々な角度で応援をしてまいりたいとは考えているところでございます。

○議長（真柄克紀君） 平澤議員。

○10番（平澤等君） 再々質問になります。2JA、新函若松支店、それから北檜山農協との合併について、町長も今までの過去の農協役員等の経験から見て、非常に歓迎したいしこれからも進めていきたいというふうなことを申されましたが、その点について私も一致するんで、これからのいろんな問題があった時にはまた町の立場、それからまた違った立場でも指導に協力していただきたい。そういったことについて私も含めて頑張っていきたいんでよろしく願いいたします。これについては答弁いいんですけども、1点だけちょっと再々質問で、先ほど私の1回目それから2回目の質問に対して、農業の現状っていうのは当然町長にも十分伝わったと思うんですね。今おっしゃった新年度に向けて、これから実際に予算編成、それから政策、方針、決定、予算編成から政策面について、十分上げて新年度の次の定例会では、多分中身の審議になると思うんですけども、こういった現況を踏まえて、今確かに認識は十分なんですけども、こういったものを取り組んでいきたい。そういうふうに考えていきたいって言ったんですけども、それについて、今燃油が多少動きがある。それから先ほど私が言いました生産資材ともろもろ分についてもある。それから、転作交付金についても動きがある。これについても、そういった面について何らかの方策をひとつしなきゃならない。先ほど町長は、それらの状況十分踏まえて、対応についてはしていきたいということなんですけども、そういった面で、現時点で今年の今の段階わかりましたけども、こういった不測の事態が生じた場合には、そういう対応はその時の臨機応変に行っていくというふうなことの理解でよろしいのでしょうか。その点1点だけお伺いいたします。終わります。

○議長（真柄克紀君） 高橋町長。

○町長（高橋貞光君） お答えをいたします。議員おっしゃるとおり、これからのコロナの動向次第でいろいろな動きが出てくる可能性が否定出来ません。今、第6波の状況が懸念される中で、

経済活動が多少落ち込むということで、燃油の値下がりというものを生じてきているところでございますので、そういった状況をこれから、しっかりと見ていかなければならないと。これはもちろんJAも同じようなことが言えるというふうに思っておりますので、その辺は十分連携をさせていただきながら対応してまいりたいというふうに思っているところでございます。将来の農業につきましても、先ほど申し上げましたように、やはり組合、農家、農業経営者、生産者、皆さん方の努力もありまして、随分この農業生産は伸びてきております。この勢いをとめることなく、さらに合併によってさらにその伸びが減速することなく続くように、伸びていくように我々しっかり支援をしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（真柄克紀君） 続いて11番、菅原義幸議員。

○11番（菅原義幸君） 会計年度任用職員いわゆる臨時職員が、正職員採用を希望する場合の対応策について町長にお尋ねいたします。私は、旧瀬棚町議会時代から臨時職員の待遇改善の問題を議会で取上げてきましたが、昨年度からの会計年度任用職員制度の導入により、任用期間、年休、諸手当などが大きく改善されたことを喜んでおります。最近、会計年度任用職員の家族の方から、職務に関連する資格の取得など、正職員採用を目指して意欲的に勉強しているという話を耳にいたしました。こうした方が正職員にチャレンジするシステムを明示しておくことが、町の将来にとって大変大きな意味があると考えますが、町長の考え方を伺います。

○議長（真柄克紀君） 高橋町長。

○町長（高橋貞光君） 菅原議員のご質問にお答えをいたします。会計年度任用職員が正規職員を希望する場合については現在、町では有資格者を対象とした技術職員を除き一般事務職員は採用時に18歳から21歳までを初級職、22才から30才までを上級職として採用しておりますので、基本的には渡島檜山町村会で共同実施をしている職員採用資格試験を受験していただくこととなります。また、技術職員につきましては、町が必要としている技術職に関わる有資格者を対象とした面接試験を必要に応じて実施しております。なお現在、他の自治体では、経験豊富な人材の確保を目的に、年齢制限のない社会人枠などを設けて採用試験を実施している例もありますことから、当町でも必要に応じて、職員を採用する上で、他の自治体を参考に採用方法を検討する必要があると考えているところでございます。

○議長（真柄克紀君） 菅原議員。

○11番（菅原義幸君） 大変結構な答弁をちょうだいしました。会計年度任用職員の中にもすぐれた能力を持った人材がうずもっており、正採用への道を開いておくことは極めて重要であります。地方自治法第1条の2において、地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うとして、住民自治や町職員が果たすべき役割の重要性について明記しております。新町になってから正職員の定年前退職が続いておりますが、人事政策について検討の余地があるように私は思います。したがって、会計年度任用職員の正採用問題も含めて、将来を見据えた人事政策の抜本的強化を図ることについて再度お尋ねする次第であります。以上です。

○議長（真柄克紀君） 高橋町長。

○町長（高橋貞光君） 2回目のご質問にお答えをいたします。私といたしましては、当町の職員採用ということに関しては、これからもたくさんの方のチャレンジを期待をしているところがあります。優秀な人材の確保に努めてまいりたいと考えております。

○議長（真柄克紀君） 菅原議員。

○11番（菅原義幸君） それでは、第2問目に入ります。小中学校の修学旅行費保護者負担の軽減策について、これは町長に伺いたいと思います。なお、通告書には令和4年度の各学校の修学旅行費概算一覧の資料提出を教育長に求めましたが、すでに提出されておりますのでこの項目を除外し、2項目から4項目までの3点について、いずれも町長から政策的見解を伺います。通告書に基づく番号で申し上げます。②憲法上、義務教育費は無償とされていますが、当町の修学旅行費は保護者が負担しています。国が実施するまでの間、町が負担することを求めます。③今年の6月議会で147万4,000円を補正し、中学校修学旅行貸切りバス料金全額支援事業を実施し、関係者から大変歓迎されました。それに先立つ3月議会の予算審査において、貸切りバス料金支援に限定した私の提案に対し、町長が予算執行上支障が出るとして十数回にわたり拒絶しました。事業の実施によって何らかの支障が生じましたか。④小学校分を含め、令和4年度以降の方針を伺います。

○議長（高橋貞光君） 高橋町長。

○町長（高橋貞光君） 教育長、町長へのご質問でございました。私の分は用意しておりますが、教育長答弁については、教育長の答弁を読ましていただきたいと思います。憲法上の義務教育費無料という②の答弁でございますが、議員おっしゃるとおり日本国憲法第26条第2項には全ての国民は法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負う。義務教育は、これを無償とすると明記されております。一方、義務教育の無償については法律の定めとして、教育基本法第5条第4項において、国または地方公共団体の設置する学校における義務教育については、授業料を徴収しないとなっており、法的な意味での義務教育の無償については、公立学校では授業料不徴収ということであり、このことについては文部科学省の見解であります。このことから、義務教育に係わる全ての経費が無償となっていないところではありますが、中学校の修学旅行費については、保護者負担の軽減を図る観点から、当面の間貸切りバス料金の全額を町が負担する支援事業を実施していくことで考えております。③でございますが、これは支障あるなしにかかわらず政策予算として措置させていただいているところでございます。4点目のご質問にお答えいたします。教育委員会といたしましては、義務教育最終学年で進学等に要する保護者負担が大きいことから、中学校の修学旅行費の負担軽減を図るため、利用する貸切りバス料金の全額を令和4年度につきましても引き続き支援していきたいというふうに考えております。

○議長（真柄克紀君） 菅原議員。

○11番（菅原義幸君） 通告に照らし今の答弁、議長どう思いますか。

○議長（真柄克紀君） 何ら支障が生じましたかというところに関しては答えてませんが、これは町長は支障は生じてないということなのかどうか分かりませんが、この件に関して町長の

見解を示せば示していただきたいけども、今の段階では町長のほうから示されておられません。支障があったかないかということです。町長。

○町長（高橋貞光君） これは先ほど答弁いたしましたように政策予算でありますから、支障有る無しにかかわらずということでございます。

（「納得できません」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 重ねて町長にお尋ねしますが、支障あるないについては答える必要がないということなんですか。通告の、必要がなかった、あったかということも含めて答える必要はないというふうに考えてよろしいですか。一応通告書はそちらにも出してありますからその辺で、もっと具体的な形で解釈できるものがあればちょっとお願いしたいんですが、なければ仕方ないと思います。ただ、聞く側はそういうふうに一般質問で支障があると言ったんだから、何かそういう形でもって具体的にありましたかって質問ですからそういう、その点についてもう1回説明いただければと。町長。

○町長（高橋貞光君） 政策予算っていうのは、この支障あるかないかっていうよりはむしろ必要かどうかということが大きいというふうに思います。私としては、それが必要だということで政策予算として措置しております。

○議長（真柄克紀君） 菅原議員。

○11番（菅原義幸君） それ答えになってないんですよ。議長の裁きを求めたいと思います。支障が生じたかどうかを聞いている。

○議長（真柄克紀君） 私もそれ聞いてます。

○11番（菅原義幸君） 答えさせてください。

○議長（真柄克紀君） 暫時休憩します。

休憩 午後 1時41分

再開 午後 1時43分

○議長（真柄克紀君） 休憩を解き会議を再開いたします。町側に重ねてお伺いいたします。通告書の中のこの政策を展開したことによって支障があったかないかということの答弁、どう判断しているかを求めるということでございますので、重ねて、その答弁についての町の見解を求めます。

町長。

○町長（高橋貞光君） これは先ほどから言っているように、政策予算でございます。したがって、この支障が生じたか生じてないかっていうよりもむしろ、この必要か必要でないかという判断の上で予算を措置したところでありまして、その結果はこの十分目的を達しているというふうに考えているところでございます。

○議長（真柄克紀君） 菅原議員。どういう扱いにしたらよろしいですか。私も確かに議事整理権ありますが、これ以上町の答弁が出てこない以上は、影響に関してはそういうふうに考えているというふうな答弁だと思いますから、それはどうかという判断に関してはやはり議員のほうでも整理しながら追求していただくしかないんじゃないかなと思いますけど。

○11番（菅原義幸君） 私は答弁してくださいって言うてるんですよ。聞いてるんだから。今年予算に支障が起きるから計上出来ない。そういう答弁をしたわけですよ、3月議会で。ところが6月議会には、147万計上しましたよね。これ政策予算と言えないんですよ本来は。政策予算であれば、当初予算に計上しなきゃいけないわけですから、臨時議会で、3月議会で菅原議員から言われたからしょうがないから上げると。いう程度の話なんですよ。だから、それを計上した結果、何らかの支障が発生したんですかって聞いてるんですよ。教えてください。

○議長（真柄克紀君） 重ねて、それでは今の議員の発言も予算委員会の発言から、確かに質問してることは了解いたします。そういう形の中で再度、影響があったかなかったのか、支障があったかなかったのかということの町の考えを再度示していただきたいと思います。町長。

○町長（高橋貞光君） 答えは同じことになりますが、前回いろいろなやりとりの中で私が判断をして、政策予算として措置をさせていただきました。当初予算でなければ政策予算ではないということではないと思います。これはいつでも政策予算として、当初予算でも組めますし、補正予算でも組めるというふうに理解しているところでございます。

○議長（真柄克紀君） 今町長の政策予算はそれはわかりました。その前にさっき言ったように、実行した中で影響がほかの行政についてあったかないかという質問されてると、重ねて私も求めます。それについての見解というのはないんですか。何か影響があったかなかったかってこと聞いてるんですからなきゃないだろうし、あったならあったらうしの発言は出来ないんですか。その件について。3月の中では影響があるから出来ないって感じたのは事実ですよ。

○町長（高橋貞光君） お答えをいたします。何らかの支障が生じたかということにこだわってるというふうに思っておりますが、私としては何もこだわるものではございません。ただ、あえて言うとならば147万の予算を計上しましたので、その金額の影響は全体としてあったというふうに思っております。

○議長（真柄克紀君） 菅原議員。

○11番（菅原義幸君） このままであれば、再質問に入れられないんですよ、本来。町長の悪い癖でね、聞かれてることにきちんと前向きに答えられないんですよ。今のなんか答えになってないんですよ、全然。せっかく再質問するということになりましたので、議論を前に進めておきたいと思えます。今年3月18日の予算委員会で、僅か200万円のバス代を補助したからといって町財政上に支障が出るのかという質問を10数回私は行いました。それに対して町長は全く答弁をしませんでした。出来なかったっていうのが正確なところでしょう。再質問に入る上で、改めて概略振り返って動くことにせざるを得ません。これ私やりたくてやってんじゃないですよ。私は最初に、教育委員会の事務局長と次に教育長に質問しましたが、結局修学旅行バス代補助金については、町といろいろ協議したけれども見送られたんだと。町長と協議の結果見送られたんだという答弁でありましたから、町長にバス代の補助金に限定して質問し、これを負担したら何か町の予算編成上に重大な欠陥、支障が起きるんですかと聞いたんですよ。町長答えられないんですよ。前年度7.4%の減の予算になったとかね。結果的に都合出来なかったということであって、支障が起きるか起きないのかってことについて、答弁はぐらかしたわけですよ。このラリーをです。私

は13回質問しております。町長は14回にわたってはぐらかしまして15回目ようやく今後検討しようという答弁になるんですけれども、その間、委員長から2回にわたって注意を受けてるんですよ町長は。町長、きちんと答えてやってください。今菅原委員の質問と違います。答えになっていないです。これは平澤委員長の最初の注意です。それからそのあとまた、やはり似たような指摘をしてるんですね。支障来すんですか、来さないんですかっていうことだけを問われているので、その部分だけを答えて、ということも、これも無視なんですよ。結局合計4回の休憩挟んで最後まで答弁しなかったんです。どんな支障が起きるかということ。自分で支障が起きるんだって答弁しておきながら、その中身を説明出来なかったっていうのが、この3月定例会の一つの特徴なんです。今も結局、何か支障があったのかっていう答弁出来てないんですよ。それは出来ないでしょ。僅か147万計上したからといって、町予算に重大な支障が発生しますか。それどころか、1億3千数百万に及ぶコロナ対策をぼんと途中でやってですよ。いや、町民の中にはばらまきだっていう声もあるんですよ。あなたの耳にも入ってるかと思いますが。それから私が口を極めて、商品券についても実際に生活に困窮している方、あるいは非課税の方、そこに集中して支援すべきだよという提言についても耳を貸しませんでしたよね。こういうことは平気でやるんですよ。僅か147万円の中学校の修学旅行のバス代補助金を支出したからといって重大な支障起きてないでしょ。だから私は、起きてないんだから、起きてませんという答弁をすれば、黙って前に進めるんですよ。あなたは事実を述べる勇気がないんですか。あなたと言えばまた気悪くするから、町長はと言い直しておきますけどもね。そういう勇気はないんですか。何も支障起きてないでしょ。先ほどの答弁によりますと、中学校のバス代の補助金は行くけれども、小学校についてはどうなりますか。改めて再質問でお尋ねしておきたいと思います。

○議長（真柄克紀君） 高橋町長。

○町長（高橋貞光君） 中学校の修学旅行のバス代支援につきましては、これは中学校は修学旅行が3泊4日ということで、大変保護者の負担が大きいということから、政策的にこの予算付けをさせていただいたと。それに対して小学校のほうは1泊2日ということで、中学校の半分以下の費用ということになっておりますので、これはこれまで同様保護者の負担とさせていただきたいということでございます。

○議長（真柄克紀君） 菅原議員。

○11番（菅原義幸君） 要するに小学校の修学旅行のバス代は補助金は出さないということで。わかりやすく言えば。私はそこが高橋町政の重大な欠陥だと思います。これ改めていただくように強く指摘しておきます。まず、義務教育費無償化の問題なんです。これ修学旅行も義務教育の中の重要な一環としてやられてるんですよ。ですから正確な意味において、義務教育費に包括をして無償にするというのが憲法上の在り方になります。ただ国はそういう見解を取っておりませんから、大きな矛盾があるわけです。その隙間を地方自治の現場において埋めるということが大事だということを提起しているわけであり。私は元来、修学旅行費全体の保護者負担の無料化を主張したいと考えておりますが、取りあえずは、バス代は行政が持つたらいいいじゃないかという提案であります。中学校のほうは解決しましたが、それじゃ、小学校のほうは負担

が少ないからやらないよということでありますが、これでいいのかということなんです。教育委員会のほうから出された資料によりますと、来年の修学旅行、小学校における貸切りバス代金これはトータルで60万ですか。バス代補助金じゃなくて、バス代金のトータルは60万ですか。この資料によりますと。小学校です。そうですね、中学校は130万円で、小学校は60万円。これ小中合わせてやったって僅か190万円なんですよ。なぜ同じ義務教育でありながら、小中の差別化を図らなきゃいかんのですか。それから、60万円の負担を町が行ったときに、これまた同じことをお尋ねしますが、何か財政執行上で重大な支障が発生しますか。そこをお答え願いたいと思うんです。それで、私はこれで再々質問ですから、あと質問出来ませんのでね。納得いく答弁すればそれでいいんですが、納得出来ない場合には、3月の予算審査の中で、これまた徹底的にやりますので、あらかじめ議長に申し上げておきます。

○議長（真柄克紀君） 再々質問の答弁、小学校のバス代の負担と、それから支障があるかないかの2点について明確にお答えください。高橋町長。

○町長（高橋貞光君） 結論から申し上げますと、先ほど答弁申し上げましたように、小学校の修学旅行費の支援は行わないということでございます。これはこれまで私は、教育の保護者負担の軽減について、これにずっと努めてまいりました。ご承知のように給食費の無償化、あるいはスポーツ少年団の遠征費の支援、様々政策予算で実施しまして、これは保護者の皆さんに喜んでいただいているところでございます。教育というのは、こうしたものももちろんありますが、正直なところ、午前中のほかの議員の質問にありましたように、現在ICTや学力の向上などそういった部分での教育環境の整備ということも大変大事な政策というふうになっております。したがって当面こうした部分を強化すべく、教育長とともにこれから一生懸命勉強させていただきたいということでございます。

○議長（真柄克紀君） 町長、その支障があるかないかの答弁を再度、今、質問受けてますので、それをバス代を出したら支障があるということなのかどうかという今の段階での見解を。

○町長（高橋貞光君） これもですね、私支障があるかないかで政策予算は考えないということにしております。

○議長（真柄克紀君） これに菅原議員の2問目の質問終わります。ただいまより10分まで休憩いたします

休憩 午後 2時02分

再開 午後 2時10分

○議長（真柄克紀君） 休憩を解き、会議を再開いたします。引き続き一般質問を行います。菅原義幸議員。

○11番（菅原義幸君） 3問目の質問に入る前に、町長に一言申し上げておきます。私の一般質問は通告上極めて明瞭であります。したがって明快な答弁を求めたいと思います。例えば、支障があるかどうかを聞いたときには、なければいいんですよ。あるかないか明確にしないまま、どういう支障があるかということについて明確にしないまま、答弁逃げ切るってことは、それは無理ですよ。私は改めて3月の予算審査の中で、先ほど町長が曖昧にしたままの部分につ

いては、丁寧に何度でもやらせてもらいますから。申し上げておきます。それでは、第3問に入ります。新変種株出現など、新たな状況での新型コロナウイルスの感染対策について町長に伺います。新変種株オミクロン株の国内感染が確認され、新型ウイルス感染、第6波への対応がますます重要になっています。感染者数の減少に油断することなく、次の対策について強く求めます。①年末年始の感染防止の心構えについて、町民への啓発を一層強めること。②ワクチンの追加接種と一体に、PCR検査を希望する町民にいつでも何度でも応ずる体制を構築すること。③抗原検査事業を全年齢に拡大し、学校、認定こども園、保育所、保育園、学童施設、介護施設、障害者施設などに手厚い対応をすること。④役場や学校など、公務出張者への抗原検査を実施すること。⑤パルスオキシメーターを各施設に配布すること。以上であります。

○議長（真柄克紀君） 高橋町長。

○町長（高橋貞光君） それでは3問目のご質問にお答えをいたします。まず1点目の質問についてですが、町はこれまで、定期的に新型コロナウイルス感染防止に係る注意喚起を防災無線及び町ホームページ等で行ってまいりました。人との接触が多くなる年末年始についてもこれまで同様、北海道と連携し徹底した注意喚起を図ってまいります。2点目です。PCR検査は病院で必要と判断された方への行政検査以外にも、希望する方は全額自己負担で検査ができる状況となっております。現在国は第6波に備え、医療機関の受入れや検査体制の拡充に取り組んでおりますので、町といたしましても、国や道の指導に沿って取り組んでまいりたいと思います。3点目のご質問です。抗原検査事業につきましては、12月1日に開催されました。第12回新型コロナウイルス感染症対策調査特別委員会でご説明させていただいたとおり、往来自粛地域等へ往来する12歳未満の方への抗原検査キットを配布することとなっており、また、重症化しやすい高齢者への対応としましては、介護施設新規入所者へのPCR検査及び往来自粛地域等へ往来する従事者への抗原検査を実施しており、現行の対応を維持してまいります。対象等の拡大については、今後国の対応に沿う形で柔軟に対応してまいります。4点目。公務出張への抗原検査ということですが、第6波が予想される事態になった場合、基本的には公務出張を控えるということになります。最後に5点目のご質問についてですが、町内の高齢者介護、福祉施設につきましては、既に保有しております。なお町においても予備のパルスオキシメーターを保有しておりますので、感染状況等を道と連携を取りながら適切に対応してまいりたいと思っております。第6波への対応につきましては、現状の様々な感染予防行動の徹底及び感染拡大防止対策を継続しつつ、国や道の指導に沿って迅速に対応してまいります。以上です。

○議長（真柄克紀君） 菅原議員。

○11番（菅原義幸君） 再質問を行います。先ほどの答弁では、抗原検査事業をぬかりなくやっているという趣旨の答弁をされました。ならば伺いますが、予算が残ってますか。その中で計上する該当ある予算は、ほぼ底をつくという状況だと思います。それから私が言ってる抗原検査の規模と、町長が先ほど説明された抗原検査の規模は、全く違うということを上申しておきたいです。それ元来PCR検査が、検査の最も基本になる問題であります。これには、過去取上げてまいりましたように一定の予算がかかります。元来、国が無償の制度を導入すべきで

ありますが、そこまで行っておりません。したがって、その隙間を町でどう埋めるかという方策の一つとして、低価格の抗原検査事業を提唱している次第であります。教育委員会のほうに伺いますと、総務課の既定予算の中から運用し、児童生徒の対外関係の事業に抗原検査キット使用をしてるってということでサンプルをいただきました。これは2,200円ほどでしょうか。鼻の奥のほうに綿棒を突っ込んで調べるといふものであります。これ以外に今市販されているもので、1,800円台、税込みですね。新たなキットも出ております。それは、嚙んで唾液で反応する。15分程度で検出できるというものであります。これが使い勝手がいいようであります。特に唾液で反応を見る検査キットは、陽性反応が出た場合、このキットを扱っている札幌の事業者が連絡すると回収に来ると。その回収に来たものを持ち帰って、陽性だとすればPCR検査まで行うサービスをするということなんです。それを、この検査キット1,848円ですか、これを買いさえすれば、抗原検査、PCR検査まで完結させるということなんです。こういうものも、もう現存しておりますから、そうしたところまで視野を広げて、思い切って予算計上したらどうかと思うんです。わかりやすく言いますとね、一本2,000円と計算しましてもね、仮に全世帯、一本計算をしたにしましても、僅か800万なんです。2,000円かける4,000ね。800万なんです。恐らく総務課の予算も相当程度なくなってると思います。追加補正をして、こういうキットも横にらみしながら、視野に入れながら対応するというふうに踏み切っていただきたいと思うんです。なお、この検査キットについて言いますと、医療用ではなくて研究用でありますから、市販されていて非常に扱い方も簡単だということですが、これに勝る新しいものも次々と年明け出てくるようでありますから、よくその辺もリサーチしながら、我が町における検査体制、抜本的な強化に取り組んでいただきたいと思っております。繰り返しになりますけども、私どもの町では、昨年当初の段階で3人の感染者を出してるんですよ。その後の感染者を含めると、これまで2けたに近い感染者が発生してるんですよ。これ絶対油断しちゃいかんと私は考えております。以上。再答弁を求めます。

○議長（真柄克紀君） 高橋町長。

○町長（高橋貞光君） お答えいたします。抗原検査キットの追加補正につきましては、今定例会で計上させていただいております。ただいま議員のほうから唾液で検査できるキットがあるというお話でございました。参考にさせていただきたいと思っております。今後も、そういったキットの開発が進んでまいるというふうに思っておりますので、しっかりとリサーチをして対応をしてみたいということで考えております。

○議長（真柄克紀君） 菅原議員。

○11番（菅原義幸君） それでは次に、せたな雅荘の早期再開に向けた町としての責任ある取組みについて伺います。①せたな雅荘再開に至る今後の作業日程について伺いたいと思っております。②令和4年度の入所者を0人とする計画は、町民の理解を得られません。2年間で9,200万円の支援をするのであれば、1日も早く入れるべきではないでしょうか。以上であります。

○議長（真柄克紀君） 高橋町長。

○町長（高橋貞光君） 4問目の質問にお答えをいたします。1つ目ですが、まずは両法人にお

いて11月26日付けで合併契約書が交わされてまして、既に社会福祉法人雄心会から北海道へ合併認可申請書が提出されており、認可後、合併の登記等が進められ、本格的にせたな雅荘再開に向けての準備が進められることとなります。なお、再開にあたっては、職員体制が整い次第、北海道に対し、老人福祉法に基づく老人ホーム設置認可申請書、それから社会福祉法に基づく第一種社会福祉事業開始届、そして町に介護保険法に基づく指定密着型サービス事業所指定密着型介護予防サービス事業所指定申請書が提出され、施設の設置認可に至るということとなります。2点目のご質問につきましては、社会福祉法人雄心会において、計画では令和4年度の入所者は0人と見込んでおりますが、設置認可がおり次第、入所者を受入れていくということで伺っております。以上です。

○議長（真柄克紀君） 菅原議員。

○11番（菅原義幸君） 先ほどの答弁で、11月26日の合併契約調印はわかりましたが、その他の項目についての具体的な日時、資料を持ち合わせているのであれば伺いたいと思います。その際に、債務負担行為契約の作業について語られていませんでしたが、いつになるのか。町との契約がいつになるのか。これもあわせて明確にしていきたいと思います。その際に、相手方法人は誰なのか伺いたいと思います。以上であります。

○議長（真柄克紀君） 高橋町長。

○町長（高橋貞光君） お答えします。11月26日の合併契約書の後ですね、今いろいろ申請書などの手続が進められることとなります。この日程については、手元に資料は持ち合わせておりません。それから、債務負担行為の契約でございますが、これは認可後、北海道への合併認可申請書が提出されて、それが認可後、社会福祉法人雄心会と契約をするということになるものでございます。

○議長（真柄克紀君） 菅原議員。

○11番（菅原義幸君） 日程に関して資料がないから答弁出来ないと、はっきりおっしゃったからこれ以上言いませんが、資料を手元に求めて、後日、先ほどの項目について報告を求めたいと思います。これは議長において処理されますように申し上げます。

○議長（真柄克紀君） 受け賜っておきます。

○11番（菅原義幸君） それから先ほどちょっと聞き漏らしたんですが、債務負担行為契約については、法人の認可がされた後にするというように伺いましたが、そうなんですか。そうすると、その日時がいつなのかこれも明確にしていきたいと思うんですよ。なぜそう言うかという、私はこの間の債務負担行為の補正のときに賛成をいたしました。問題提起をしてるんですよ。法的に疑問がありますよと。これを解明しなきゃいかんと思ってます。重ねて申し上げますが、債務負担行為契約を行う際に、その契約の相手方法人が、私の判断ではまだ現存していないというふうに思います。つまり、来年度以降に新法人が誕生して、その新法人が雅荘の再開を行うわけでありますから、再開事業を進める法人というのは現存していないんですよ。であるにもかかわらず、令和3年での契約、これ速やかに行われるのかということなんです。これは、先日の臨時会でも指摘しておきました重要な問題点でありますから、明確なご答弁を求めたいと

思います。納得出来ない場合にはまた別の機会に正したいと思いますので申し上げておきます。以上です。

○議長（真柄克紀君） 高橋町長。

○町長（高橋貞光君） お答えいたします。まず認可の関係ですが、これは今認可申請書を提出しております。今の時点でいつ認可されるかということとはわかりません。したがって認可された時点で報告をさせていただくということになるかと思えます。それから、契約の相手方の関係ですが、これは今の社会福祉法人雄心会に社会福祉法人恵福会の業務が吸収合併されることとなります。したがって、この今の社会福祉法人雄心会がそれらを全て運営をするということになりますので、これは法人が誕生していないということではなくて、もう既に誕生してこの事業を実施しているということですので、それは問題ないというふうに理解しております。

○11番（菅原義幸君） 再々質問ではないんですが、今の答弁疑義があります。新法人が誕生したんですか。先ほどの答弁だとこれから認可がおりるわけでしょう。認可されていない現段階で、あたかも債務負担行為契約できるかのような答弁をなさったわけですが、これ問題ありませんか議長。

○議長（真柄克紀君） 改めて答弁を求めます。高橋町長。

○町長（高橋貞光君） 改めて答弁を申し上げます。先ほど認可後この吸収する法人である雄心会と契約をするということになるということですので、今まだ認可されておりませんので、それは今の時点では出来ません。

○議長（真柄克紀君） あと先ほど議員のほうから要求があったスケジュール等がわかった段階で、なるべく早く速やかに報告していただくことは、それはこちらのほうからお願いしておきます。常任委員会を通した中でのスピーディーな作業を要請しておきます。菅原議員。

○11番（菅原義幸君） 一般質問に対する答弁ですから急がせてください。

○議長（真柄義幸君） スピーディーと言ってます。最後の質問に入ります。菅原義幸議員。

○11番（菅原義幸君） それでは最後の質問を町長に伺います。町長選挙ポスター損傷、妨害行為のその後の経過と町民への啓発活動について伺います。①町長選挙ポスターに対する損傷、妨害行為について、その後の司法の動きを伺います。②選挙管理委員会の啓発記事が全く目立ちませんが、再掲載を求めます。

○議長（真柄克紀君） 高橋町長。

○町長（高橋貞光君） お答えをいたします。この件につきまして、せたな町選挙管理委員会事務局書記長に確認をいたしましたところ、せたな警察署では現在鋭意捜査中ということですので、2点目です。せたな町選挙管理委員会での啓発記事については、広報11月号の11ページに掲載されておりますが、あまり目立っていないということから、時期を見て町民皆様にアピールできる記事として掲載させていただきます。

○議長（真柄克紀君） 菅原議員。

○11番（菅原義幸君） 町長ね、また機会見て再掲載すると言いましたけどもね、お粗末ですよ。そういう指摘出ることわかり切った話じゃありませんか。せつかく選挙管理委員長が9月議

会で、町広報に掲載するという大変重要な約束を議会に対してしたわけでありますから、その原稿が広報編集委員会に回った以上、掲載責任は編集責任は行政側にあるんですよ。私は担当者の問題だと思っていません。これ調べますと目立たないんですよ全然。ひどすぎますよ。同じ目立たないにしても限度超えていますよ。私、実はその下にあるスタッフ急募の掲載広告との比較を試みたんですが、こちらのほうは195文字、それから選挙管理委員会のほうからの原稿は227文字なんです。ところが掲載スペースどうなってるかというと、ポスター破損の記事は僅か3センチですよ。長さにして、縦長にして。ところが、スタッフ応募の掲載面積10センチなんです。実に3.3倍。これ、どっから見たって目立たないんですよ。私もいつ出るのかなと思って随分注意してみたんですが、ついつい見過ごしてしましまして、選挙管理委員会事務局に問い合わせると、11月号の11ページですよ。調べてみたら確かに載ってるけど、虫メガネとは言いませんがね、これ大変見つけること自体に無理があります。この話を私はある方としましたが、本来、町長自身がこうした不法行為に対しては、重大な選挙妨害ですからね、選挙の自由を妨害するわけですから。その被害を受けた当事者自身が全力で戦わなければいけない問題なのに、9月議会以降の経過をずっと見ていると何か伏せたがっているように見えるっていうんですよ。相手がそう言ってるんですから、率直にお伝えしておきます。これはやっぱり町長も例えばですよ。言ってた方は、違法な専決処分を行った後ろめたさなんかがあるんじゃないか。そこで話が出てきてるんですよ。あなた不服でしょうけれどもね、これ事実ですから申し上げておきます。それからまだ指摘がありました。要するに反社と言われている人間に対しても、毅然たる対応が出来ていない。これで本当に町長の仕事ができるのか危惧しているというようなことであります。私の家に来て、指摘された町民もいますから、瀬棚区の人ですよ。このような意見が出るということは、やはりそこに何がしかの反省点があるのではないかと云わざるを得ません。したがって、選挙の自由妨害行為という、重大な違法行為に対しては、選挙管理委員会の啓発記事は、無理なく町民の目にとまるように編集して、速やかに再掲載することを強く求めておく次第であります。以上です。

○議長（真柄克紀君） 高橋町長。

○町長（高橋貞光君） お答えをいたします。前回の質問でも答弁させていただきましたが、このような妨害行為につきましては、悪質で選挙を冒涇する行為であり、断じて許されない行為というふうに認識をしております。またこのような行為をいたずらと簡単に考え、誤解してる人がいる懸念もありますことから、今回の行為が公職選挙法違反で4年以下の懲役もしくは禁錮、または100万円以下の罰金という重い罪であることを周知をして、悪質な選挙妨害が行われないように、選挙について正しく啓蒙する必要があるというふうに考えております。なお再掲載につきましてはすぐにではなくて、この後新年度にはまた選挙もあるところでございますので、そうした機会を見計らって、しっかりと啓発活動をさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（真柄克紀君） 菅原議員。3回目です。

○11番（菅原義幸君） 再々質問をいたします。呑気じゃないですか、随分。9月の町長選挙

の話なんですよ。何でこの次の選挙なんですか。そういうところが駄目だって言ってるんですよ。まだこの事件捜査中なんですよ。結論出ていないんですよ。まさに進行過程の中できっちり警告出したらいいじゃないですか。強く求めておきます。

○議長（真柄克紀君） 高橋町長。

○町長（高橋貞光君） 改めて答弁をさせていただきます。掲載につきましては、時期を見てということで、適切に掲載をさせていただきます。

○議長（真柄克紀君） 以上で菅原議員の一般質問を終わります。

これで一般質問を終了いたします。

◎日程第6 議案第1号

○議長（真柄克紀君） 日程第6、議案第1号、令和3年度せたな町一般会計補正予算を議題といたします。提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長（佐々木正則君） 今回提案をいたします補正予算につきましては、現在の歳入歳出予算の総額から740万9,000円を減額し、補正後の予算総額を87億5,651万6,000円とするものでございます。その主な内容でございますが、新型コロナウイルス感染症により影響を受けた各種事務事業の精査のほか、新型コロナウイルスワクチン追加接種に係る経費、産業担い手育成事業奨励金、施設指定管理料など、行政執行上当面必要とする経費について補正をお願いするものでございます。なお予算に合わせまして、継続費の変更1件、債務負担行為の追加4件、地方債の変更8件をそれぞれお願いしてございます。内容につきましては担当課長から説明をいたします。ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（真柄克紀君） 続いて内容説明を求めます。佐野財政課長。

○財政課長（佐野英也君） それでは、議案その1の6ページ、第2表、継続費補正から説明いたします。継続費の変更でございます。令和元年度から令和3年度までの継続事業であります、防災行政無線デジタル化整備事業について事業費の精査に伴い、補正後の総額を8億4,403万円とし、令和3年度の年割額を1億5,599万1,000円に変更するものでございます。次に7ページでございます。第3表、債務負担行為補正の追加4件でございます。農業担い手育成事業補助金については、せたな町産業担い手育成条例に基づく農用地賃借料に対する補助金でありまして、令和4年度から令和6年度までの期間40万2,000円を限度額として、2段目の農業担い手育成事業補助金については、せたな町産業担い手育成条例に基づく令和3年度に借入れた制度資金に対する利子補給でありまして、令和4年度から令和7年度までの期間、6万6,000円を限度額として、漁業近代化資金利子補給につきましては、令和3年度に借入れた漁業近代化資金融資に対する利子補給でありまして、令和4年度から令和6年度までの期間、1万2,000円を限度額として、新型コロナウイルス対策資金融資利子補給につきましては、令和3年度に借入れた新型コロナウイルス感染症の流行により国及び北海道の融資制度に対する利子補給でありまして、令和4年度から令和13年度までの期間、820万4,000円を限度額として債務負担行為をお願いするものでございます。次に8ページでございます。第4表、地方債の変

更8件でございます。草地畜産基盤整備事業など、8事業について事業費の精査による限度額の変更でございます。なお起債の方法、利率、償還の方法については変更はございません。それでは別冊の補足資料により説明いたします。事前にお目通しをいただいているものと思いますので、簡略に説明させていただきます。はじめに歳出から説明いたします。補足資料の3ページでございます。議案その1では19ページからとなります。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、10節需用費、修繕料91万3,000円の追加につきましては、役場本庁舎玄関窓際に設置しておりますパネルヒーターの一部が故障したため取替え修繕するものでございます。5目財産管理費、12節委託料、233万円の追加につきましては、石綿障害予防規則の改正に伴い、令和4年4月1日から解体部分の床面積が80平方メートル以上の建築物の解体工事について事前調査を実施し、調査記録を3年間保管し、労働基準監督署へ届け出ることが義務づけされたことから、令和4年度以降に解体予定の濁川生活改善センター、旧平田内小学校校舎、旧瀬棚郷土館の3施設について石綿含有調査をするものでございます。6目基金管理費、27節繰出金1,200万円の追加につきましては、町外の3名の方から一般寄附がありましたので、寄附者の意向に沿って奨学資金貸付基金、中村秀夫基金に繰り出しするものでございます。13目町有施設維持管理費、17節備品購入費325万6,000円の追加につきましては、北檜山グリーンパークゴルフ場で使用している乗用芝刈り機が故障しているため、来年度のオープンに支障を来すことから更新するものでございます。14目新型コロナウイルス対策費、10節需用費、消耗品費100万円の追加については、新型コロナウイルスワクチン接種の対象年齢に達していない12歳未満児に対し、抗原検査キットを配布するものでございます。15目諸費、2,604万2,000円の追加でございます。7節報償費では、申請件数が増えていることから出生祝金18件分54万円の追加、結婚定住奨励金5件分50万円をそれぞれ追加するものでございます。18節負担金補助及び交付金では、生活交通路線維持費補助金195万5,000円、地域間幹線系統維持費補助金734万7,000円の追加は、久遠線、瀬棚線の事業費の精査によるものでございます。次に、移住定住促進住宅奨励金520万円の追加については、新築町内分4件、町外分1件、中古住宅4件分の追加でございます。次に、住宅リフォーム等助成金1,000万円の追加は、申請件数の増によるものでございます。16目新型コロナウイルスワクチン接種対策事業費1,543万5,000円の追加については、ワクチン追加接種3回目にかかる接種費用の追加でございます。財源は全額国庫負担金でございます。次は目の新設でございます。20目新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費追加接種分1,672万4,000円の追加でございます。3回目のワクチン追加接種に係る経費費用として、受付窓口等の対応、ワクチン接種券付与診表の作成、郵送、予防接種台帳システムの改修、高齢者用車両の運行に係る車等借り上げなどに要する経費となっております。財源は全額国庫補助金でございます。次に4ページでございます。次も目の新設でございます。21目、子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費4,383万5,000円の追加は、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、その影響により苦しんでいる子育て世帯を支援する観点から、高校生までの子供がいる世帯に対し、臨時特別給付金を支給するものでございます。1節報酬から12節委託料までの157万5,000

円の追加は、会計年度任用職員の報酬やシステム改修などに係る事務経費でございます。18節負担金補助及び交付金の子育て世帯への臨時特別給付金4,230万円の追加につきましては、高校生までの子供がいる世帯に対し、子供1人につき5万円を支給するものでございます。なお支給対象者数は846人を見込んでございます。3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費457万7,000円の減額でございます。27節繰出金では、保険基盤安定繰入金、職員給与費、事務費等の精査による国民健康保険事業特別会計繰出金594万4,000円の減、介護給付費繰入、地域支援事業費繰入等の精査による介護保険事業特別会計繰出金55万7,000円の追加、通所介護サービス事業費、介護予防支援事業費等の精査による介護サービス事業特別会計繰出金54万8,000円の追加でございます。3目老人福祉費936万7,000円の減額でございます。18節負担金補助及び交付金では、介護保険居宅サービス通所介護事業補助金245万2,000円の追加は、主にデイサービスセンター大成生園が利用者減少による介護報酬収入の減収、人件費の増、重油単価値上がりなどによる燃料費の増による運営費の精査によるものでございます。19節扶助費1,050万4,000円の件については、老人福祉施設入所者入所措置費の精査によるものでございます。4目後期高齢者医療費1,079万6,000円の減額については、18節負担金補助及び交付金、療養給付費負担金では、令和2年度の負担金の額が確定したため、715万1,000円を減額するものでございます。27節繰出金では、後期高齢者医療特別会計繰出金は事務費及び保険基盤安定繰出金等の精査により364万5,000円を減額するものでございます。5目障害者福祉費1,073万4,000円の追加をお願いするものでございます。12節委託料では、サービス利用回数の増による障害者移動支援サービス業務47万8,000円の追加をするものでございます。19節扶助費では、新規利用者の給付額が増えていることにより、自立支援医療費給付費310万円の追加をするものでございます。新規のサービス利用件数及び給付額が増えていることにより、障害福祉サービス等給付費300万円の追加をするものでございます。放課後デイサービス、児童発達支援事業所の新規利用者及び給付額が増えていることにより、障害児入所給付費405万6,000円の追加をするものでございます。申請件数1件の追加により、自動車運転免許取得改造助成費10万円を追加するものでございます。6目福祉施設管理費、10節需用費、修繕料25万8,000円の追加は、調理場床下の腐食による小倉山へき地保健福祉館の床修繕及び台所床が腐食しているため富磯生活館の床修繕をするものでございます。続いて5ページでございます。2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、12節委託料77万円の追加については、児童手当法の一部を改正する法律等により、児童手当システム改修業務をお願いするものでございます。3目認定こども園費、18節負担金補助及び交付金、教育保育施設給付費負担金118万9,000円の追加については、当初、広域入所3名の3歳以上の保育認定を見込んでいましたが、1名が教育認定となったことから追加をお願いするものでございます。4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、12節委託料、患者輸送バス運行業務260万2,000円の追加は、運行時間に待機時間等の予算計上をしていなかったため、不足時間分を追加するものでございます。6目公営温泉浴場管理費416万3,000円の追加をお願いするものでございます。10節需要費では、貝取澗公

営温泉浴場の照明器具の腐食により器具の落下や漏電するおそれがあることから、男女浴室洗い場の照明等の修繕77万円を追加するものでございます。12節委託料では、貝取澗公営温泉浴場指定管理料254万8,000円の追加については、新型コロナウイルス感染症の影響による日帰り入浴の減収補填分として191万4,000円、ボイラー配管破損等による施設の修繕分として63万4,000円の追加をするものでございます。6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費386万2,000円の追加をお願いするものでございます。12節委託料、農業振興ビジョンアンケート調査業務49万7,000円の追加については、令和4年度の次期農業振興ビジョン策定に伴い、現行農業振興ビジョンの検証や評価、次期農業振興ビジョンの検討材料となる項目を盛り込んだアンケート調査を行うものでございます。18節負担金補助及び交付金では、農用地賃借料及び経営体育成強化資金利子補給金として産業担い手育成事業補助金15万1,000円の追加、新規就業者1名、Uターン等1名の農業者への奨励金として産業担い手育成事業奨励金300万円の追加をお願いするものでございます。4目畜産業費、18節負担金補助及び交付金、草地畜産基盤整備事業負担金1,575万4,000円の追加については、実測による事業費の精査及び受益者負担分を合わせて町から一括支出することとなったことから、追加をお願いするものでございます。6目農業センター費、10節需用費、修繕料では、農業センターの浄化槽ポンプ取替修繕料として25万3,000円の追加をするものでございます。7目農業施設管理費、10節需用費、修繕料では、丹羽活性化センターの電気引込開閉器が老朽化で腐食しているため、修繕料として23万7,000円の追加をするものでございます。2項林業費、1目林業総務費62万3,000円の追加をお願いするものでございます。10節需用費、修繕料では、学林沢線路肩修繕及び林道富里二俣線側溝等修繕に23万7,000円を追加するものでございます。18節負担金補助及び交付金では、狩猟免許取得者1名増による狩猟免許取得補助金38万6,000円の追加をするものでございます。次に6ページでございます。3項水産業費、2目水産業振興費、18節負担金補助及び交付金では、新規就業者1名の漁業者への奨励金として、産業担い手育成事業奨励金200万円の追加をお願いするものでございます。7款1項ともに商工費、1目商工振興費、18節負担金補助及び交付金では、新学卒1名の商工業者への奨励金として、産業担い手育成事業奨励金100万円の追加をお願いするものでございます。4目温泉ホテルきたひやま管理費、12節委託料、施設指定管理料1,185万6,000円の追加は、新型コロナウイルス感染症の影響による減収補填として宿泊、宴会部門のキャンセルに伴う影響分469万9,000円、日帰り入浴減少分673万9,000円、給湯管修理及び低温浴槽電動弁取替えの施設修繕分として41万8,000円の追加をお願いするものでございます。8款土木費、2項道路橋梁費、2目地方道改修事業費、12節委託料では、中村橋補修設計業務115万2,000円の減のほか、記載されている業務については入札執行残の精査によるものでございます。14節工事請負費では、不動橋補修工事から記載されている町道花畑線防雪柵新設工事までは、入札執行残の精査及び社会資本整備総合交付金の割当額の減額によるものでございます。3項河川費、1目河川維持費、12節委託料、下若松地区排水路土砂除去業務350万円の追加は、土砂堆積の影響により沢水が排水路から下水し、土砂が水田に流出したこ

とから、土砂除去をするものでございます。6項下水道費、1目下水道整備費、27節繰出金では、公共下水道事業特別会計繰出金は、維持管理分及び建設改良分の精査により84万8,000円を追加するものでございます。次に7ページでございます。9款1項1目ともに消防費、檜山広域行政組合消防費負担金494万9,000円の減額でございます。補正内容につきましては、別冊で配付しております檜山広域行政組合関係予算事項別明細書、括弧第3回でご確認いただけますが、消防署経費分81万3,000円の減額は、異動による人件費及び旅費等の精査によるものでございます。消防団経費分396万4,000円の減額は、消防総合訓練大会等の精査によるものでございます。消防施設経費分17万2,000円の減額は、小型動力ポンプ付積載車整備事業等の精査によるものでございます。10款教育費、2項小学校費、1目学校管理費、13節使用料及び賃借料では、利用回数の減によるスクールハイヤー使用料462万円の減額でございます。3目学校施設整備費、10節需用費、修繕料105万9,000円の追加は、各小学校の修繕料をお願いするものでございます。3項中学校費、1目学校管理費、13節使用料及び賃借料では、利用回数の増によるスクールハイヤー使用料425万3,000円を追加するものでございます。3目学校施設整備費、10節需用費、修繕料86万8,000円の追加は、各中学校の修繕料をお願いするものでございます。12款1項1目ともに職員給与費606万6,000円の追加をお願いするものでございます。2節給料113万9,000円の追加、3節職員手当等452万3,000円の追加については、人事異動に伴う精査によるものでございます。2目会計年度任用職員給与費972万8,000円の減額でございます。2節給料729万9,000円の減額、3節職員手当等64万8,000円の減額については、会計年度任用職員の精査によるものでございます。これらに係る主な歳入でございます。戻りまして、補足資料の1ページでございます。議案その1では11ページからとなります。10款1項1目ともに地方交付税では、財源調整による普通交付税2,312万5,000円の減額でございます。12款分担金及び負担金、1項負担金、2目農林水産業費負担金では、受益者負担分を合わせて町から一括支出することとなったため、草地畜産基盤整備事業受益者負担金1,625万9,000円の追加でございます。14款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金では、給付費の精査による障害福祉サービス等給付費負担金150万円、自立支援医療給付費負担金155万円、障害児入所給付費等負担金202万8,000円の追加でございます。3目総務費国庫負担金では、新型コロナウイルスワクチン接種業務の充当財源として、新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金1,543万5,000円の追加でございます。2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金では、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費追加接種分に充当財源として新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金1,672万4,000円の追加でございます。大変恐れ入りますがここで訂正がございます。次の2款民生費費国庫補助金となっておりますので、費を削除していただきたいと思っております。民生費国庫補助金に訂正をお願いいたします。2目民生費国庫補助金では、児童手当システム改修業務の充当財源として、子ども子育て支援事業費補助金77万円の追加でございます。高校生までの子供がいる世帯に対し、臨時特別の給付金の財源として子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費補助金4,230万円の追加ござい

す。子育て世帯への臨時特別給付金の支給に伴う事務に必要な経費として、子育て世帯への臨時特別給付金給付事務費補助金157万5,000円の追加でございます。4目土木費国庫補助金、5,634万3,000円の減額をお願いするものでございます。1節社会資本整備総合交付金の地域住宅計画関連事業交付金から記載されている町道防雪柵整備事業交付金までは、補助対象事業費の精査によるものでございます。2節道路メンテナンス事業補助金では、補助対象事業費の精査による橋梁長寿命化補修事業補助金316万8,000円の減額でございます。次に2ページでございます。15款道支出金、2項道補助金、4目農林水産業費道補助金、3節水産業費補助金では、トラウトサーモン海面養殖試験事業の充当財源として、日本海漁業経営基盤安定強化事業補助金250万円の追加でございます。17款1項ともに寄附金、2目一般寄附金では1,221万5,000円の追加でございます。ご寄附された4名の方の意向に沿いまして、新型コロナウイルス対策費に21万5,000円を充当、奨学資金貸付基金に100万円、中村秀夫基金に1,100万円を積立てをするものでございます。18節繰入金、1項基金繰入金、3目担い手育成基金繰入金では、産業担い手育成事業補助金に充当するため15万1,000円、産業担い手育成事業奨励金に充当するため600万円をそれぞれ追加するものでございます。4目生活交通確保対策基金繰入金では、生活交通路線維持費補助金に充当するため930万2,000円を追加するものでございます。21款1項ともに町債につきましても、事業費の精査に伴う減額となっております。以上で説明を終わります。ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（真柄克紀君） 説明が終わりました。これより30分まで休憩いたします。

休憩 午後3時19分

再開 午後3時30分

○議長（真柄克紀君） 私語はお止め下さい。梶田議員、こちらを向いてください。休憩を解き会議を開きます。

先ほど説明が終わりましたので質疑を許します。菅原議員。

○議員（菅原義幸議員） 無いようですから私から一つ。まず、補正予算補足資料でお尋ねします。3ページ、2款総務費、1項総務管理費の14目、新型コロナウイルス対策費です。これは、12歳未満児の抗原検査キットの追加ということで100万円ということなんですね。先ほど町長が答弁した補正予算予定していると言うけども、これ以外にあるんですか。まずこれが一つ。それからですね、これ、あれでしょ。3回しかない。出来ませんもんね。科目変えたら変えたごとに3回できるんですか。そこをちょっと整理しておいてください。

○議長（真柄克紀君） お答えします。今までもそのように処理してございます。科目が変われば3回の権利があるということでございます。簡潔明瞭にひとつよろしく願います。

○議員（菅原義幸君） いつもそのつもりです。まず町長、答弁願います。

○議長（真柄克紀君） 副町長。

○副町長（佐々木正則君） 先ほどの一般質問の中で町長が補正で予算計上があるというふうに答弁をいたしましたけれども、その内容につきましては、ただいまご質問のございましたこの100万円でございます。したがってこの他にコロナウイルス対策費での計上というのはございません。

○議長（真柄克紀君） 菅原議員。

○議員（菅原義幸君） さっきの答弁どうなるんです。私が提起した内容での予算計上はゼロですよ。どういうことになります。

○議長（真柄克紀君） 副町長。

○副町長（佐々木正則君） お答えを申し上げます。質問の限りにおいては、今回この100万円ということでございますので、そのようになります。よろしいですか。先ほど一般質問で申し上げたのはこの100万円ということでございます。

○議長（真柄克紀君） 菅原議員。

○議員（菅原義幸君） あの答弁は間違いだったってことですね。そういうことになりますので、改めて予算化を強く求めておきます。次の質問に行きます。同じく補足資料の5ページです。これ4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費についてお尋ねします。これは患者輸送バス運行業務の金額で、運行時間に待機時間等の予算計上していなかったんで、不足時間を追加補正すると、260万2,000円ですか。これ、どういうことなんですかね。当初きちんと積算して、その上に立って甲と乙が金額を確認して契約したんじゃないんですか。お答えをお願いします。

○議長（真柄克紀君） 浜高補佐。

○保健福祉課長補佐（浜高正明君） 菅原議員のご質問にお答えいたします。この患者輸送バス運行業務につきましては、北檜山、瀬棚、大成、3区において患者バスの車両を保有しております。契約業務においては各区の担当において事務処理を対応しているところでして、北檜山区においてはこの運行時間、待機時間、清掃、点検などの時間を運行時間として数年前から算入して計上していたところでありました。3区の担当で事務を進めているということもあって、それぞれ内容もちょっと差異が生じていた実態はありましたので、本庁北檜山区の窓口私やっておりますけれども、東ハイヤーの事務担当者との間において、この運行時間の算入については確認をしていたところではありましたが、令和3年度の予算計上において、その内容について瀬棚、大成の担当者との情報共有がちょっと不足していたことから、そのような必要な経費をそれぞれの支所でも計上に至らなかったという実態でございます。

○議長（真柄克紀君） 菅原議員。

○議員（菅原義幸君） さらに理解出来ません。去年までどうしてたんですか。それから、当然請け負った相手方がいるわけですよ。相手方も納得した上での契約だったんですか。相手方はいわゆる掛かる経費計算するわけですから、これだけ260万も誤差が出るようであれば契約の段階で明らかになってなきゃおかしいと思うんですよ。ちょっと今の説明納得出来ませんね。担当してるほうから答えさせてください。現場が大成支所と瀬棚支所なんですよ。

○議長（真柄克紀君） 神田支所長。

○瀬棚支所長（神田昌君） この補正の大部分が瀬棚区の患者バスの部分なんです。令和3年度分の予算を作成する段階では、相手業者から見積りをいただいた中で予算要求してたんですが、いざこの3月に契約をする段階で、業者側のほうから瀬棚区、北檜山区、大成区で差異があるということで、統一してほしいと、3月の契約段階で話がありまして、それで、瀬棚区の方がかなり足りなくて今回補正するんです。契約については、時間の単価契約になっておりますので、それと長期継続契約という契約の手法を取ってますので、総体的に予算が足りなくても契約ができるようになっておりまして、それで今、不足金額が判明した段階で補正をお願いするということでございます。

○議長（真柄克紀君） 菅原議員。

○議員（菅原義幸君） 納得出来ないんですよ。補正予算そのものは反対しませんよ。反対しませんけれどもね、年度のかなり経過した中でこういう補正が出てくるということ自体、私は理解しがたいんですよ。よって、患者バスっていうのは時間数積算できるわけですよ。業者側も積算をして見積書を出してくるわけですよ。それでそんなに違いがなぜ出るのか。これを見ますと、待機時間等の予算計上していなかったって、これ誰がしなかったんですか。3回しか許されませんから指摘だけにとどめておきますけれども、いずれにしても、次年度以降、こういうことが発生しないように、支所においてもしっかりした間違いのない契約をやっていただきたいということをお勧めしておきます。次の問題に移りますが、いいですか。3つ目の問題ですが、公営温泉浴場管理費、今の項目の下ですね。貝取潤公営温泉浴場指定管理料、これに関わって416万3,000円補正というふうになってますが、内訳を積算しますと修繕料と指定管理料でトータル331万8,000円ということなんです、これ以外に補正された積算内容がないか伺いたいと思います。

○議長（真柄克紀君） 大成支所長。

○大成支所長（杉村彰君） ただいまのご質問にお答えいたします。貝取潤温泉浴場に関わる部分については、修繕料と指定管理料のこの2本でございますけれども、瀬棚区の公営温泉浴場やすらぎ館、そこの燃料費の部分がここには掲載されておられません。議案書のその1の中の、はい、そういうことでございます。

○議長（真柄克紀君） 菅原議員。

○議員（菅原義幸君） もう一つ伺います。今回の予算では、7款商工費で温泉ホテルきたひやま管理費として1,185万6,000円の追加補正されてるんですね。指定管理料として補正されているわけです。私気になりますのは、国民宿舎条例を廃止した以降の経営の問題なんですよ。今回コロナの問題で明確に出てきたのは、指定管理料から国民宿舎あわび山荘っていうのは外れちゃったわけですよ、条例を廃止しましたから。空き家なんだよ。おたくら自由に使っているよ。あとは黒字になろうが赤字になろうがおたくらの責任だよというシステムに変わったわけですよ。然は然り乍ら、運営している現状を見ますとね、日帰り温泉部門だけではなくて、宴会や宿泊を含めて、大成区での貢献度非常に大きいものがあると思います。経済効果もございます。そうは言いながら、結局、国民宿舎あわび山荘、国民宿舎条例が廃止されたために宿泊、

宴会部門については公費でカバーされなくなってしまったということになるわけですね。ところが聞きますとダメージ相当あるようですよ。このコロナ禍で。それを承知で指定管理の公営温泉浴場の部分だけ了解してやったじゃないかと。自己責任だろうと言えば、理屈としては一応成り立ちますよ。しかしそれでいいですか町長。これ以上言うとかどくなりますからとどめますが、どうです町長。考え方を伺っておきたいと思います。

○議長（真柄克紀君） 副町長。

○副町長（佐々木正則君） 今のご質問がございましたあわび山荘、今の大成温泉公社だというふうに思いますけれども、確かにコロナで大変な経営の状況のようでございます。しかしながら、これに直接町が関わってるのは日帰り温泉の入浴の部分でございます。そこに影響が恐らく出るのでどうかちょっとわかりませんが、そういったことでは非常に憂慮してるというようなことでございます。

○議長（真柄克紀君） 菅原議員。

○議員（菅原義幸君） 町長に聞いたけれども町長答えないわけですよ。私は町長の政策判断に大きな問題があったと見てるんですよ。国民宿舎条例の廃止のときには反対をさせていただきましたし、十分私の考え方は申し上げております。ただね、コロナ2シーズン続いてますでしょ。宿泊、宴会部門の運営は大変なようです。言葉は慎重に申し上げますが、要するに、新たな融資も金額は別として増えているようです。ところが、観光ホテルのほうは、宴会、宿泊部門の指定管理料の不足分、これは公費で見てるわけですよ。やってることは両施設とも同じなんです。ただ、宴会、宿泊部門の関連条例が廃止されたがために、そこは指定管理料対象エリアから外れてしまったという、こういう問題が出てるわけです。ところが、その部分で占めてる割合ものすごい大きいんですよ。これ町長に伺いますが、経営実態について、どうなってるんだということ、指定管理施設ではないけれども心配なんでちょっとお話聞かしてくれよと、どうなってるんだというアクションをあなた、あなたというともた気悪くしますから、町長と言い直しますがね、町長としてそういうアクションを起こしたことがありますか。この点は町長の口からお答えください。

○議長（真柄克紀君） 高橋町長。

○町長（高橋貞光君） ご質問の件につきましては、状況は報告をいただいているところでございます。ただ、三セクの北檜山の温泉ホテルと違いまして、これあくまでも民間の宿泊事業者ということで、ほかの民間事業者と同一ということでございますので、これについては町も様々なコロナ関連の支援をさせていただいておりますし、また国、道の支援もございます。これはほかの民間事業者と同様でございます。我々としては、できるだけ早くコロナの終息ということをお願いしているところでございます。

○議長（真柄克紀君） 菅原議員。

○議員（菅原義幸君） 今のも答えになってないんですよ。私は町長が直接、経営者のほうにどうだと、実態どうなんだというふうにアクションを起こしましたかって聞いてるんですよ。結局やってないわけですね。報告を受けただけで。そういうことが問題なんですよ。指定管理から外

れたからほかの形態と同じ扱いにするんだと。当然そんなこと聞かなくたってわかり切った話ですよ。そこにあなたの冷たさがあるんです。午前中どなたかが、鬼だ仏だという質問していましたが、これ仏の考える声ですか。大成では非常にご苦労されながら、大変な経済的ハンデを負いつつ、もくもくと経営維持するために頑張ってるんですよ。ここにね、心を致せないのであれば、私はもっと厳しい追及をせざるを得ないというふうに思います。町長として心の痛みを感じて、このままでいいのかどうか。何らかの対応をしなければいけないという目的意識を持っているのかどうか。その点に限定して、最後にお尋ねしたいと思います。以上です。

○議長（真柄克紀君） 高橋町長。

○町長（高橋貞光君） 民間の宿泊事業者として皆さん同じように我々としては見なければならぬというふうに思っているところがございます。この部分については、この毎月状況報告が私のところに来ておりますので、これについては数字をしっかりと見ているということでございます。この部分一つだけ取ってどうのこうのということは町ではなりません、全体を通して宿泊事業者がいてどういう状況にあるのかということについては、担当のほうからよく状況を聞かせていただきたいというふうに思っております。

○議長（真柄克紀君） 他に。平澤議員。

○議員（平澤等君） 補足説明の6ページで質問いたします。8款土木費、その中の工事請負費の中で、それぞれ四つのポチがありまして、これで費用が全てマイナスになってございますけども、この内容について、これは執行残であるのか、それともまた途中でやめたのか。この括弧書きでは執行残の精査及び交付金の割当額の減額と書いてございます。これはどのように充当されるのか内容の説明を求めます。

○議長（真柄克紀君） 建設水道課長。

○建設水道課長（平田大輔君） ただいまの質問についてですが、交付金の配当率につきましては、5月21日の産業教育常任委員会の際にご説明いたしたとおりなんです、それからですね、追加の要望とかもいたしたんですが、結局配分とはなりません。その事業精査の分と入札執行残の分ということで、結局は最終的には工事費の分を減額させていただいてます。

○議長（真柄克紀君） 平澤議員。

○議員（平澤等君） 内容の説明っていうふうなことの質問だったんですが、当初計画にありながら、今回たまたまこの項目の中で一部概要の中で途中で終わってる工事がある。本来ならば、全部つくるのが途中で終わったということになると、足りない分については。新年度にまたこの交付金の分が来たら、その部分は全て当初の計画どおり実行するので、令和4年度の計画に出すのかどうなのかっていう、今回でこれ今課長から申請したけども駄目だったというふうなことでございますけども、これは継続してするというふうなことで、やはり地域の住民にとっては、こういう新しく舗装もしくは補修されるのは非常に期待していたものがございます。途中で終わればどうしたんだろうという疑問って湧くんですね。そういった点で、もう少し突っ込んだ説明願います。

○議長（真柄克紀君） 建設水道課長。

○建設水道課長（平田大輔君） 今回、採択とならなかった部分につきましては、令和4年で改めまして要望を上げていくんですが、今回の部分につきましても、舗装補修工事なども交付率に応じまして延長を切って発注させてもらってます。残った分については当然、継続して、来年度、再来年度というふうに予算を要求いたしまして実施していきたいというふうに思ってます。

○議長（真柄克紀君） 平澤議員。

○議員（平澤等君） わかりました。継続して進めていただけるというふうなことなんで、これは地域の方についても、そういった説明していきたいと思います。なおまた常任委員会のほうからでもお願いですけれども、当初計画がこのように変更になったというふうなことで、前回は常任委員会で報告はなかった記憶がございます。例えば、当初計画からこういうふうないろいろな情勢で交付金が減額になって、実施が不可能になったというふうなことであれば、そういった旨の報告があつてしかるべきだと思います。そういったことについて、次回から事業の変更について報告をしていただければありがたいなと思いますけれどもいかがでしょうか。

○議長（真柄克紀君） 建設水道課長。

○建設水道課長（平田大輔君） 次年度からそのように対応いたしたいと思います。

○議長（真柄克紀君） 他にございますか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） なければこれで質疑を終結します。これより討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 討論を終わります。これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第7 議案第2号

○議長（真柄克紀君） 日程第7、議案第2号、令和3年度せたな町国民健康保険事業特別会計補正予算を議題といたします。提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長（佐々木正則君） 今回提案をいたします補正予算につきましては、現在の歳入歳出予算の総額から485万3,000円を減額し、補正後の予算総額を12億8,584万5,000円とするものでございます。その主な内容でございますが、給与費、事務費及び納付金の精査などについて補正をお願いするものでございます。内容につきましては担当課長から説明をいたします。ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（真柄克紀君） 続いて内容説明を求めます。濱口町民児童課長。

○町民児童課長（濱口喜秋君） それでは議案書の51ページをお開き願います。歳出からご説明いたします。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費で355万2,000円の減額と、

2項徴税费、1目賦課徴収費で15万4,000円の減額は、人件費及び事務費の精査でございます。52ページをお開き願います。3款1項1目ともに国民健康保険事業費納付金では、今年度の納付金が確定したことに伴い213万7,000円を減額するものでございます。5款2項ともに保健事業費、1目保健衛生普及費で27万2,000円の減額は、事務費の精査でございます。53ページをご覧ください。8款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、2目償還費では、令和2年度国庫補助金等の額の確定に伴い、返還金126万2,000円を追加するものでございます。これに伴う歳入でございますが、50ページをお開き願います。5款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金で594万4,000円を減額、6款1項ともに繰越金、1目その他繰越金で109万1,000円を追加し収支の均衡を図ったものでございます。以上で説明を終わります。ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（真柄克紀君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 質疑を終わります。

討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 討論を終わります。これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決しました。

◎日程第8 議案第3号

○議長（真柄克紀君） 日程第8、議案第3号、令和3年度せたな町後期高齢者医療特別会計補正予算を議題といたします。提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長（佐々木正則君） 今回提案をいたします補正予算につきましては、現在の歳入歳出予算の総額から476万7,000円を減額し、補正後の予算総額を1億5,912万5,000円とするものでございます。その主な内容でございますが、北海道後期高齢者医療広域連合への保険料等負担金の減額などについて補正をお願いするものでございます。内容につきましては担当課長から説明をいたします。ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（真柄克紀君） 続いて内容説明を求めます。濱口町民児童課長。

○町民児童課長（濱口喜秋君） それでは議案書の59ページをお開き願います。歳出からご説明いたします。2款1項1目ともに後期高齢者医療広域連合納付金で476万7,000円の減額は、令和2年度における後期高齢者医療広域連合へ納付する事務費負担金及び保険料等負担金の確定に伴うものであります。これに伴う歳入でございますが、58ページをお開き願います。

1款1項ともに後期高齢者医療保険料、1目保険料では、調定見込みにより127万9,000

円の減額、3款繰入金、1項1目ともに一般会計繰入金では、保険基盤安定繰入金など364万5,000円の減額、4款1項1目ともに繰越金では、前年度繰越金15万7,000円を追加し、収支の均衡を図ったものでございます。以上で説明を終わります。ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（真柄克紀君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 質疑を終わります。

討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 討論を終わります。これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決しました。

◎日程第9 議案第4号

○議長（真柄克紀君） 日程第9、議案第4号、令和3年度せたな町介護保険事業特別会計補正予算を議題といたします。提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長（佐々木正則君） 今回提案をいたします補正予算につきましては、現在の歳入歳出予算の総額に1,446万3,000円を追加し、補正後の予算総額を10億7,000万6,000円とするものでございます。その主な内容でございますが、事務費の精査のほか、各種介護予防サービス給付費負担金の追加などについて補正をお願いするものでございます。内容につきましては担当課長から説明をいたします。ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（真柄克紀君） 内容説明を求めます。樋口保健福祉課長。

○保健福祉課長（樋口靖君） 議案書の68ページをお開き願います。歳出からご説明いたします。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費15万1,000円の減額は、新型コロナウイルス感染防止による会議等の中止に伴う精査によるものでございます。2款保険給付費、1項介護サービス等諸費、1目介護サービス給付費については、国及び北海道の低所得者保険料軽減負担金増額に伴う財源振替、並びに2項介護予防サービス等諸費、1目介護予防サービス給付費344万6,000円の追加は、介護予防サービス給付費負担金の不足によるものです。3款地域支援事業費、3項包括的支援事業任意事業費、1目包括的支援事業費45万1,000円の減額、並びに2目包括的支援事業費、括弧社会保障充実分141万円の減額は、主に新型コロナウイルス感染防止による事業及び会議等の中止に伴う精査、また70ページにまいりまして、3目任意事業費、括弧交付金対象分5万1,000円の追加は、成年後見制度利用促進協議会委員の報酬及び費用弁償の追加によるものです。4款1項1目ともに基金積立金、補正額1,130万

7,000円の追加につきましては、前年度介護給付費国庫負担金の追加交付により基金に積み立てるものであります。次に6款諸支出金、1項還付金及び還付加算金、2目償還金167万1,000円の追加は、前年度分介護給付費負担金及び地域支援事業交付金の実績に伴う返還金であります。これに伴う歳入でございますが、65ページをごらん願います。1款保険料、1項介護保険料、1目第1号被保険者介護保険料では79万8,000円の減額、3款国庫支出金、1項国庫負担金、1目介護給付費負担金で1,366万2,000円の追加、及び2項国庫補助金、1目調整交付金で34万4,000円の追加は、前年度介護給付費国庫負担金の追加交付及び介護予防サービス給付費負担金追加に伴う増額、同じく2目地域支援事業交付金52万1,000円の減額は、包括的支援事業費精算に伴う減額です。次、66ページとなります。4款1項ともに支払基金交付金、1目介護給付費交付金で93万円の追加。5款道支出金、1項道負担金、1目介護給付費負担金で43万7,000円の追加。2項道補助金、1目地域支援事業交付金で25万9,000円の減額、7款繰入金、1項一般会計繰入金では、1目介護給付費繰入金で43万円の追加。2目地域支援事業繰入金で71万6,000円の減額。3目その他一般会計繰入金で15万1,000円の減額。4目低所得者保険料軽減繰入金で99万4,000円の追加。2項基金繰入金、1目介護保険事業基金繰入金で、11万1,000円の追加をもちまして収支の均衡を図ったものでございます。以上で説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（真柄克紀君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 質疑を終わります。

討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 討論を終わります。これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決しました。

◎日程第10 議案第5号

○議長（真柄克紀君） 日程第10、議案第5号、令和3年度せたな町介護サービス事業特別会計補正予算を議題といたします。提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長（佐々木正則君） 今回提案をいたします補正予算につきましては、現在の歳入歳出予算の総額に54万8,000円を追加し、補正後の予算総額を6,126万9,000円とするものでございます。その主な内容でございますが、事務費の精査のほか、瀬棚デイサービスセンターの備品購入費の追加などについて補正をお願いするものでございます。内容につきましては

担当課長から説明をいたします。ご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（真柄克紀君） 続いて内容説明を求めます。樋口保健福祉課長。

○保健福祉課長（樋口靖君） 議案書の75ページをお開き願います。歳出からご説明いたします。1款サービス事業費、1項通所介護サービス事業費、1目デイサービスセンター事業費、補正額62万5,000円の追加につきましては、せたなデイサービスセンターに係る暖房用燃料単価の高騰並びに洗濯機及び厨房殺菌庫の経年劣化による新規購入のため追加するものでございます。次に3項1目ともに介護予防支援事業費、補正額4万1,000円の減につきましては、人件費の精査によるものです。次に4項1目ともに居宅介護支援事業費、補正額3万6,000円の減につきましては、人件費等の精査によるものでございます。これに伴う歳入でございますが、74ページをごらん願います。2款繰入金、1項1目ともに一般会計繰入金で一般会計繰入金54万8,000円を追加し、収支の均衡を図ったものでございます。以上で説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（真柄克紀君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 質疑を終わります。

討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 討論を終わります。これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決しました。

◎日程第11 議案第6号

○議長（真柄克紀君） 日程第11、議案第6号、令和3年度せたな町簡易水道事業特別会計補正予算を議題といたします。提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長（佐々木正則君） 今回提案いたします補正予算につきましては、現在の歳入歳出予算の総額に738万2,000円を追加し、補正後の予算総額を3億1,549万9,000円とするものでございます。その主な内容でございますが、給与費の精査のほか、松岡浄水場濁度計設置工事の追加などについて補正をお願いするものでございます。内容につきましては担当課長から説明をいたします。ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（真柄克紀君） 内容説明を求めます。平田建設水道課長。

○建設水道課長（平田大輔君） それでは議案の81ページをお開き願います。歳出からご説明いたします。1款事業費用、1項営業費用、1目総務費、補正額16万8,000円の減額につきましては、人件費及び水道使用料還付金の精査によるものであります。次に2款資本的支出、

1項建設改良費、1目施設改良費、補正額755万円の追加は、10節需用費では、取水施設の修繕や配水管の漏水修理などに係る経費として修繕料150万円の追加。14節工事請負費では、松岡浄水場濁度計設置工事として605万円の追加をお願いするものであります。これに対しての歳入ですが、80ページになります。1款事業収入、2項営業外収入、4目その他営業外収入、補正額457万7,000円の追加は、消費税及び地方消費税還付金であります。次に2款資本的収入、2項1目ともに繰越金におきまして、前年度繰越金280万5,000円を追加いたしまして収支の均衡を図ったものであります。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（真柄克紀君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 質疑を終わります。

討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 討論を終わります。これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第12 議案第7号

○議長（真柄克紀君） 日程第12、議案第7号、令和3年度せたな町営農用水道等事業特別会計補正予算を議題といたします。提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長（佐々木正則君） 今回提案をいたします補正予算につきましては、現在の歳入歳出予算の総額に81万9,000円を追加し、補正後の予算総額を2,485万6,000円とするものでございます。その主な内容でございますが86ページでございます。歳出では2款資本的支出、1項建設改良費、1目施設改良費において、施設の維持修繕料の追加について補正をお願いするものでございます。歳入では、前年度繰越金をもって収支の均衡を図ってございます。説明は以上でございます。ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（真柄克紀君） 内容については、提案理由の説明でご理解いただけたものと思います。内容説明を省略し質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 質疑を終わります。

討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 討論を終わります。これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(真柄克紀君) 異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決しました。

◎日程第13 議案第8号

○議長(真柄克紀君) 日程第13、議案第8号、令和3年度せたな町公共下水道事業特別会計補正予算を議題といたします。提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長(佐々木正則君) 今回提案をいたします補正予算につきましては、現在の歳入歳出予算の総額に204万9,000円を追加し、補正後の予算総額を3億9,346万4,000円とするものでございます。その主な内容でございますが、北檜山第3マンホールポンプ所通報装置改修工事の追加のほか、職員手当等の精査などについて補正をお願いするものでございます。内容につきましては担当課長から説明をいたします。ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(真柄克紀君) 内容の説明を求めます。平澤建設水道課長。

○建設水道課長(平田大輔君) それでは議案の91ページになります。歳出からご説明いたします。1款事業費用、1項営業費用、2目管渠費、補正額189万8,000円の追加は、10節需用費で、町道のマンホール修繕などに係る経費として修繕料60万円の追加。14節工事請負費では、北檜山第3マンホールポンプ所通報装置の故障修理に係る工事費として129万8,000円の追加をお願いするものであります。次に2款資本的支出、1項建設改良費、1目下水道整備費、補正額15万1,000円の追加は、人件費の精査によるものであります。これに対する歳入ですが、90ページをご覧ください。1款事業収入、2項営業外収入、1目他会計繰入金、補正額69万7,000円の追加は、一般会計繰入金であります。次に2款資本的収入、2項1目ともに他会計出資金、補正額15万1,000円の追加は、一般会計出資金であります。同じく4項1目ともに繰越金におきまして、前年度繰越金120万1,000円を追加いたしまして収支の均衡を図ったものであります。以上で説明終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(真柄克紀君) 説明が終わりました。質疑を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(真柄克紀君) 質疑を終わります。

討論を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(真柄克紀君) 討論を終わります。これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長（真柄克紀君） 異議なしと認めます。
よって本案は原案のとおり可決しました。

◎日程第14 議案第9号

○議長（真柄克紀君） 日程第14、議案第9号、令和3年度せたな町風力発電事業特別会計補正予算を議題といたします。提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長（佐々木正則君） 今回提案をいたします補正予算につきましては、現在の歳入歳出予算の総額に14万円を追加し、補正後の予算総額を5,659万9,000円とするものでございます。その主な内容でございますが、96ページでございます。歳出では1款電気事業費、1項電気事業管理費、1目一般管理費におきまして、施設維持管理に係る消耗品などの追加について補正をお願いするものでございます。歳入では、電気売払い収入をもって収支の均衡を図ってございます。説明は以上でございます。ご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（真柄克紀君） 内容はただ今の提案理由の説明でご理解いただけるものと思います。内容の説明を省略し質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 質疑を終わります。
討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 討論を終わります。これより採決いたします。
お諮りいたします。

本案について原案どおり決することにご異議ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決しました。

◎日程第15 議案第10号

○議長（真柄克紀君） 日程第15、議案第10号、令和3年度せたな町病院事業会計補正予算を議題といたします。提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長（佐々木正則君） 今回提案いたします補正予算の主なものでございますが、収益的収支の支出では国保病院、瀬棚、大成両診療所における給与費の精査及び経費の精査などについて、収入では医業収益の精査や新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金などについて補正をお願いするものでございます。また、資本的収支の支出では国保病院の医療機器購入の追加について補正をお願いするものでございます。内容につきましては病院事務局長から説明をいたします。ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（真柄克紀君） 続いて内容説明を求めます。西村国保病院事務局長。

○国保病院事務局長（西村晋悟君） それでは内容のご説明をいたします。議案の104ページ

をご覧願います。はじめに、国保病院分の収益的収支の支出からご説明いたします。1款せたな町立国保病院費用、1項医業費用、1目給与費では、職員の異動に伴う精査などにより841万4,000円の追加でございます。1節給料から6節法定福利費まで、それぞれ記載のとおりとなっております。このうち、2節諸手当の特殊勤務手当につきましては、新型コロナウイルス感染症に対処するための防疫手当などで364万6,000円の追加をお願いするものでございます。4節報酬では出張医や検査技師の派遣回数増に伴う精査でございます。3目経費では337万9,000円の追加でございます。5節消耗備品費から14節通信運搬費につきましては、それぞれ精査により不足が見込まれる分の追加をお願いするものでございます。15節手数料では、新たに導入した遠隔読影システムに係る手数料の追加でございます。18節雑費では、出張医などの派遣回数増に伴う旅費の追加となっております。4目減価償却費では、3節機械備品減価償却費338万8,000円の追加となっております。次に106ページでございます。2項医業外費用、3目病院債では、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため中止となりました病院祭りの助成金20万円の減額でございます。これらに対します収入は103ページをお開き願います。1款せたな町立国保病院収益、1項医業収益で1億3,392万2,000円の減額は、新型コロナウイルスの要因が大きいと思われる受診控えなどの影響により、1目入院収益では5,236万2,000円の減額、2目外来収益では8,156万円の減額となっております。2項医業外収益では、7目道補助金、1節新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金で1億4,890万3,000円の追加でございます。内訳につきましては、感染症病床確保促進事業補助金で1億3,558万円、新型コロナワクチン接種体制支援事業補助金で1,332万3,000円となった次第でございます。以上のとおり、収益的収支の均衡を図ったものでございます。続きまして107ページ、資本的収支の支出でございます。1款せたな町立国保病院資本的支出、1項建設改良費、1目有形固定資産取得費、1節機器備品購入費の医療機器購入費につきましては200万円の追加でございますが、除細動器1台を更新するものでございます。これらに対して収入はございませんので、損益勘定留保資金で全額補填をするものでございます。続きまして瀬棚診療所分の収益的収支の主なものについてご説明をいたします。109ページの支出からでございます。2款せたな町立国保病院瀬棚診療所費用、1項医業費用、1目給与費の324万5,000円の追加は、1節給料から6節法定福利費につきましては、それぞれ記載のとおり職員の異動に伴う精査によるものでございます。続きまして110ページの2節材料費、3節経費及び2項医業外費用、1節消費税及び地方消費税につきましては、それぞれ精査による補正でございます。これらに対します収入は108ページをご覧願います。2款せたな町立国保病院瀬棚診療所収益、1項医業収益、2目その他医業収益の115万4,000円の追加は、新型コロナワクチン接種に伴う収益でございます。2項医業外収益、5目道補助金の274万4,000円の追加は、新型コロナワクチン接種体制支援事業補助金でございます。以上のとおり、収益的収支の均衡を図ったものでございます。続きまして112ページをご覧願います。大成診療所分の収益的収支の支出からでございますが、3款せたな町立国保病院、大成診療所費用、1項医業費用、1目給与費24万6,000円の追加は、1節給料から5節法定福利費につきましては、そ

れぞれ記載のとおり職員の異動に伴う精査を行ったものでございます。113ページの3節経費及び2項医業外費用、1節支払利息及び企業債取扱諸費につきましては、それぞれ精査によるものでございます。これらに対します収入は111ページをご覧ください。3款せたな町立国保病院大成診療所収益、1項医業収益、1目外来収益で142万6,000円の減額は、精査によるものでございます。2項医業外収益、4目道補助金の212万円の追加につきましては、新型コロナワクチン接種体制支援事業補助金でございます。以上のとおり、収益的収支の均衡を図ったものでございます。説明は以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（真柄克紀君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 質疑を終わります。

討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 討論を終わります。これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第16 議案第11号

○議長（真柄克紀君） 日程第16、議案第11号せたな町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長（佐々木正則君） 議案第11号、せたな町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。特定教育保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども子育て支援施設等の運営に関する基準及び子ども子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令の施行に伴い、所要の規定の整備を図るため、本条例の一部を改正しようとするものでございます。内容につきましては担当課長から説明をいたします。ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（真柄克紀君） 続いて内容説明を求めます。濱口町民児童課長。

○町民児童課長（濱口喜秋君） それでは議案第11号、せたな町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について内容を説明させていただきます。このたびの条例改正は内閣府令の施行に伴いまして、保育所等の子ども子育て支援を行う事業者の業務負担軽減を図る観点から、当該事業者における書面の作成、保存等について電磁的記録、デジタル方式での記録による対応も可能である旨を規定するなど、所要の規定整備が行われたことから、本町で定める条例についても国の基準に倣い、改正するものでござい

す。議案書の5ページ、新旧対照表をお開き願います。こちらのほうでご説明いたします。右が改正前、左が改正後となります。目次中、改正後の下線部、第4章雑則、括弧第53条を加えるものでございます。次に第5条では特定教育保育施設における内容及び手続の説明及び同意について規定されておりますが、改正前の下線部、第5条第2項から6ページの第6項までを削るものでございます。次に、第38条では特定地域型保育事業者における内容及び手続の説明及び同意について規定されておりますが、改正前の下線部、第38条第2項を削るものでございます。次に第42条では特定教育保育施設等の連携について規定されておりますが、7ページの第42条第1項第3号、以下この号の次に改正後の下線部、及び第4項第1号を加えるものであります。次に、第4章を改正後の下線部のとおり加えるもので、第53条第1項から9ページの第6項までは、電磁的記録等に関し新たに規定したもので、保育所等の事業者の業務負担軽減を図る観点から、事業者における書面の作成、保存などについては、電磁的記録、デジタル方式での記録による対応も可能とするなど、所要の規定整備を行ったものであります。附則としましてこの条例は公布の日から施行するものでございます。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（真柄克紀君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 質疑を終わります。

討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 討論を終わります。これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決しました。

◎日程第17 議案第12号

○議長（真柄克紀君） 日程第17、議案第12号、せたな町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長（佐々木正則君） 議案第12号、せたな町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴い、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準が改正されましたことから、所要の規定の整備を図るため、本条例の一部を改正しようとするものでございます。内容につきましては担当課長から説明をいたします。ご審議賜

りますようお願い申し上げます。

○議長（真柄克紀君） 内容説明を求めます。濱口町民児童課長。

○町民児童課長（濱口喜秋君） それでは、議案第12号、せたな町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について内容を説明させていただきます。このたびの条例改正は国の基準が改正され、家庭的保育事業者等の業務負担軽減を図る観点から、当該事業者等における書面の作成、保存等について電磁的記録、デジタル方式への記録による対応も可能である旨が規定されたことから、本町で定める条例についても国の基準に倣い、改正するものでございます。議案書の13ページ、新旧対照表によりご説明いたします。右が改正前、左が改正後となります。目次中、改正後の下線部、第6章雑則、括弧第49条を加えるものでございます。次に、第6章雑則を、改正後の下線部のとおり加え、第49条では電磁的記録に関し新たに規定したもので、家庭的保育事業者等の業務負担軽減を図る観点から、事業者における書面の作成、保存などについては臨時的記録、デジタル方式での記録による対応も可能とする旨を規定したものでございます。附則としましてこの条例は公布の日から施行するものであります。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（真柄克紀君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 質疑を終わります。

討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 討論を終わります。これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決しました。

◎日程第18 議案第13号

○議長（真柄克紀君） 日程第18、議案第13号、せたな町国民健康保険事業条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長（佐々木正則君） 議案第13号、せたな町国民健康保険条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。健康保険法施行令等の一部を改正する政令の施行に伴い、出産育児一時金の支給額が見直されたことから、所要な規定の整備を図るため、本条例の一部を改正しようとするものでございます。内容につきましては担当課長から説明いたします。ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（真柄克紀君） 続いて内容説明を求めます。濱口町民児童課長。

○町民児童課長（濱口喜秋君） それでは議案第13号、せたな町国民健康保険条例の一部を改

正する条例について内容を説明させていただきます。本条例の一部改正は、健康保険法施行令等の一部を改正する政令の施行により、出産育児一時金の支給額が見直されたことから、国の改正に倣い本条例を改正するものであります。内容につきましては、議案書17ページ新旧対照表で説明いたします。右が改正前、左が改正後となります。第3条は出産育児一時金について規定されておりますが、改正前、下線部40万4,000円を改正後の下線部40万8,000円に改めるものでございます。現行では、出産育児一時金40万4,000円に、別に規則で定めております分娩時に重度の脳性麻痺を発症した場合に補償金が支払われる産科医補償制度への掛金1万6,000円を加え、総額42万円を支給しております。このたびの見直しでは、産科医保障制度の掛金が1万2,000円に引下げとなったことや、国の社会保障審議会においては、総額42万円を維持すべきとされたことを踏まえ、出産育児一時金の支給額を引き上げるものでございます。附則としましてこの条例は令和4年1月1日から施行するものでございます。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（真柄克紀君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 質疑を終わります。

討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 討論を終わります。これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第19 議案第14号

○議長（真柄克紀君） 日程第19、議案第14号、せたな町立学校設置条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長（佐々木正則君） 議案第14号、せたな町立学校設置条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。せたな町立若松小学校について、令和4年3月31日をもって閉校とするため、本条例の一部を改正しようとするものでございます。内容につきましては担当課長から説明をいたします。ご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（真柄克紀君） 続いて内容説明を求めます。丹羽教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（丹羽優君） それでは議案書20ページをお開き願います。せたな町立学校設置条例の一部を改正する条例の内容についてご説明を申し上げます。若松小学校の閉校に伴い、せたな町立学校設置条例の一部を次のように改正するものでございます。内容につきましては21ページ新旧対照表をごらんいただきたいと思います。右側の改正前、別表第1、下線部分、

せたな町立若松小学校、せたな町北檜山区若松461番地を改正後においては削除するものでございます。附則といたしまして、この条例は令和4年4月1日から施行するものでございます。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（真柄克紀君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 質疑を終わります。

討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 討論を終わります。これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第20 意見書案第1号

○議長（真柄克紀君） 日程第20、意見書案第1号、地球温暖化、海水温上昇に伴う水産漁業被害の解明と支援策を求める意見書を議題といたします。提案理由の説明を求めます。平澤等議員。

○議員（平澤等君） 意見書案第1号、地球温暖化、海水温上昇に伴う水産漁業被害の解明と支援策を求める意見書でございます。このことは、新型コロナウイルスの感染症対策による飲食店での消費減退に伴う魚価安や、さらに水産漁業者の不安を増幅させている。また、今年9月以降赤潮が発生し、ウニや秋サケ、ブリ、ツブ、シシャモなどに被害が及び、大きな経済的損失を被るとともに、来年度以降の漁に大きな不安を生じさせている。よって、国に対し次の措置を早急に講ずるよう強く要望する。一つ、カーボンニュートラルの実現を着実にを行うこと。二つ目、海水温上昇に伴う水産漁業等被害の実態調査を行うこと。三つ目、被害対策の策定と支援を行うこと。以下3点、合計6点について、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。議員各位の賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（真柄克紀君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 質疑を終わります。

討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 討論を終わります。これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 異議なしと認め、意見書案第1号は原案のとおり可決し、関係機関に送付することに決定いたしました。

◎日程第21 意見書案第2号

○議長（真柄克紀君） 日程第21、意見書案第2号、燃油等の確保等対策、国の農業予算や運用変更に関する意見書を議題といたします。提案理由の説明を求めます。橋本一夫議員。

○議員（橋本一夫君） 燃油等の価格高騰対策、国の農業予算や運用変更に関する意見書でございます。新型コロナウイルスの感染拡大により世界的に停滞していた経済活動が回復期に入ったことから、原油需要が拡大するなど価格上昇を続けており、今後一層の需要増大が見込まれています。一方、石油産油国は新型コロナウイルスの再拡大を恐れ、増産には消極的な姿勢にあることから、需給環境を悪化させており、価格高騰に拍車をかけています。そうした中、農業生産に欠かすことの出来ない動力機械や施設ハウスに使用する燃料をはじめ、各種生産資材や農業用施設は昨年より価格上昇を続けています。コロナ禍などの需要減退から農産物価格が低迷しており、生産資材等の価格上昇は、生産を続ければ再生産可能な価格を下回る環境にあり、生産者の農業経営を圧迫しています。一方、新規就農を支援する事業においては、来年度より新規就農者育成総合対策との名称に変わり事業内容が大幅に変更となりました。これまで全国国費負担で支援が行われてきましたが、地方負担が伴う事業内容となっています。このため、地方自治体の財源によって取組に差が生じることや十分な支援が受けられない就農者が発生する可能性があり、これまでどおり国の全額負担が求められています。また、来年度の水田活用直接支払交付金において、長時間水張りされていない水田を戦略作物助成の交付対象から除外するとの内容が示されました。北海道では過去の減反政策に基づき、主食用米以外の作物への作付けに協力してきた経過があり、突然交付金の対象外とすることは納得いかず、水田地帯の崩壊に繋がりにかねません。ついては、食料の安全供給と農業の持続的発展を図るため、燃油等の価格高騰対策、水田活用直接支払交付金などについて、万全な政策を講ずるよう要望いたします。議員各位の賛同をお願いいたします。以上です。

○議長（真柄克紀君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 質疑を終わります。

討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 討論を終わります。これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 異議なしと認め、意見書案第2号は原案のとおり可決し、関係機関に送

付することに決定いたしました。

◎日程第22 発議第1号

○議長（真柄克紀君） 日程第22、発議第1号、三常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長からお手元に配付したとおり、議会閉会中における所管事務継続調査の申出がありました。お諮りいたします。申出のとおり議会閉会中の継続事務調査の件を承認したいと思います。ご異議ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 異議なしと認め、本件は申出のとおり承認すると決しました。

◎閉議宣告

○議長（真柄克紀君） お諮りいたします。

今定例会に付議された事件の審議はすべて終了しました。

よって、会議規則第6条の規定により本日で閉会したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（真柄克紀君） 異議なしと認めます。

よって、今定例会は本日で閉会することに決定いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

◎閉会宣告

○議長（真柄克紀君） 以上をもちまして令和3年第4回せたな町議会定例会を閉会いたします。

どうも長時間ご苦勞さまでした。

閉会 午後4時47分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和3年12月23日

議 長 真 柄 克 紀

署名議員 熊 野 主 税

署名議員 道 高 勉